

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
遠 藤 紀 子 議員	4
1 高齢者支援に新しい方策を	
2 性の問題と対策	
木 村 範 雄 議員	2 2
1 公共物の継続的な維持管理を	
2 制度変更で住民生活の向上を	
3 陸上自衛隊利府射撃場について	
安 田 知 己 議員	4 3
1 幼児教育・保育の無償化について	
2 障がい者支援について	
3 木造住宅耐震改修工事の費用助成について	
伊 勢 英 昭 議員	7 0
1 町内環境整備と空き地・空き家条例について	
2 町道の道路整備について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場
合があります。

令和元年6月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	伊藤 司 君	2番	鈴木 晴子 君
3番	西澤 文久 君	4番	後藤 哲 君
5番	小渕 洋一郎 君	6番	安田 知己 君
7番	木村 範雄 君	8番	土村 秀俊 君
9番	吉岡 伸二郎 君	10番	高久 時男 君
11番	鈴木 忠美 君	12番	伊勢 英昭 君
13番	永野 涉 君	14番	遠藤 紀子 君
15番	渡辺 幹雄 君	16番	郷右近 隆夫 君
17番	及川 智善 君	18番	櫻井 正人 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊谷 大 君
副 町 長	伊藤 三男 君
総務課長 兼オリンピック推進室長	折笠 浩幸 君
政策課長	櫻井 昭彦 君
財務課長	高橋 三喜夫 君
税務課長	阿部 智子 君
町民課長	伊藤 智 君
生活安全課長	櫻井 浩明 君
保健福祉課長	伊藤 文子 君
子ども支援課長	菅井 百合子 君
都市整備課長	菅野 勇 君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	阿部 義弘 君

令和元年6月定例会会議録（6月12日水曜日分）

上下水道課長	鈴木啓義	君
収納対策室長	鈴木真由美	君
文化複合施設推進室長	庄子敦	君
会計管理者兼会計室長	小幡純一	君
教 育 長	本明陽一	君
教 育 次 長	宮本利浩	君
教育総務課長	庄司幾子	君
生涯学習課長	高橋徳光	君
代表監査委員	宮城正義	君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	庄司英夫	君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木則昭	君
主 幹	土屋俊介	君
主任主査	利 玲子	君
主 事	佐藤愛香	君

議 事 日 程 （第2日）

令和元年6月12日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和元年6月利府町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

13番 永野 渉議員からおくれて出席するとの連絡を受けております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 西澤文久君、4番 後藤 哲君を指名します。

本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

14番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔14番 遠藤紀子君 登壇〕

○14番（遠藤紀子君） 皆様、改めましておはようございます。

14番、遠藤紀子でございます。

今回の一般質問、2点質問事項を提出しております。よろしくお願いいたします。

昭和22年から24年に生まれた団塊の世代が75歳以上となる2025年は、医療・介護・社会保障の点からも大きな問題の入り口となります。国は、現在65歳以上の7人に1人、500万人が認知症であり、2025年には700万人、5人に1人という予測を出しました。その上で、70歳代の発症を10年間で1割減とする数値目標を掲げ、これから方策づくりに取り組むようでございます。しかし、後で認知症というものが悪いものであるというような印象を受けるという批判を受け、この数値目標は取り下げ、参考値となるようでございます。

私自身、その団塊世代の当事者ではありますが、受け身ではなく、これからの高齢者支援のあ

り方を考えなければならないと思います。利府町は、買い物や医療施設に恵まれた高齢者が住みよい町であります。この町で最後までと考える仲間は多いと思います。ぜひ、「高齢者にもやさしいまち」をキャッチフレーズに、新しい高齢者支援の方策を進め、社会から何かをされるだけのお客様の存在ではなく、みずから高齢期の人生を創造するようなまちづくりを進めるべきだと思います。その方策として、以下の点を伺います。

（1）平成19年より、町独自の子育て支援のためのガイドブックが発行されまして好評であります。医療・相談事業・救急時の対応・サービスなど、65歳以上の人のためのガイドブックを作成してはどうでしょうか。

（2）高齢者にとって、生涯学習は大切であります。空き教室や教育者OBの活用も考えられると思いますが、仙台市や全国各地にある老人大学や豊齢学園のような学ぶ場の充実を図ってはどうか。

（3）「頭を使うことに加えて運動することで脳が活性化され、新しい神経細胞や血管ができます」と認知症予防の第一人者の朝田 隆教授は述べておられます。3カ月修理のために休館であった町のプールは利用者がふえております。特にフィットネス教室は好評で、もっと教室数をふやしてほしいとの要望が寄せられております。高齢者が元気になるのに必要と思いますが、どうお考えになるでしょうか。

2点目です。性の問題と対策。

昨年10月、子育て世代包括支援センターが保健福祉センターの中に設置されました。妊娠期から子育て期の一人一人に寄り添いながら相談支援を行うといたします。妊娠への不安や自殺に結びつくことがあります。マタニティブルーに対処してもらうことが大いに期待できます。母子手帳交付も保健師や栄養士が常駐した場所で行われることも、妊婦にとっては安心できることでありましょう。しかし、祝福されるべき妊婦ばかりではなく、性暴力やDV、未熟な男女交際の望まない妊娠に直面し、悩む人はいると思います。

町として、緊急の性に対する対策について伺います。

（1）性暴力に遭った人の相談が来た場合の体制は整っているのでしょうか。また、親にも相談できず、悩みを持って妊娠期が進み、事件になることもあります。相談機関の連絡先を本人に伝える方法を考えるべきと思いますが、どうでしょうか。

（2）性の問題はだれでも直面することであり、大切な問題であります。学校教育の中ではどのように位置づけているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、高齢者支援に新しい方策を及び2、性の問題と対策の（1）は町長、（2）は教育長。
初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

14番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の高齢者支援の新しい方策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の65歳以上の人のためのガイドブックの作成についてでございますが、本町では、高齢者福祉や介護制度に関する各種パンフレット等を作成し、被保険者証交付説明会において配付するなど、高齢者福祉サービス等の周知を図っており、さらには各地域包括支援センターとも連携を図り、高齢者の方々に寄り添った情報の提供を行っているところであります。また、平成29年度には高齢者支援等の内容も掲載した町勢要覧、暮らしの便利帳を作成し、各戸に配付を行い、あわせて町民の皆様への周知を図っているところであります。

議員御提案の65歳以上の人のためのガイドブックの作成につきましては、高齢者の方々に対する情報発信の有効な手段であると思われまますので、既に作成に取り組んでいる各自治体の事例などを参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）の高齢者の学ぶ場の充実についてでございますが、現在、公民館教室の中でさまざまな事業を実施しております。特に、地域を学ぶ十符の里大学やコーラス教室、女性向けのご褒美教室、男の料理教室などは、高齢者の方々にも学ぶ場として大変好評をいただいております。

また、利府第三小学校では、放課後子ども教室事業を実施しており、保護者や地域の方々、退職した地域の教職員の方々に御協力をいただき、地域で子供たちを支える取り組みを行っております。さらに、土曜日の子どもの居場所づくり事業においても、高齢者を含む地域の方々にサポーターとして御協力をいただき、子供たちを支えていただいております。

今後も、議員御提案の老人大学や豊齢学園について調査研究を行いながら、高齢者も含めたさまざまな年代の方々が学べる事業を展開し、生涯学習事業の充実をめざしていきたいと考えております。

最後に、（3）のフィットネス教室の増設要望についてでございますが、屋内温水プールのフィットネス教室につきましては、利用者がとても多く大変好評をいただいております、そのため今

年度は新たに教室を1つ増設しております。なお、総合体育館においても、比較的高齢者向けではありますが、フィットネス教室を開催し好評をいただいております。議員御提案のさらなる教室の増設は、これまでの時間帯別の利用状況やニーズに即した内容であるか、また一般の利用者、または団体への貸出時間とのバランスなどを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の性の問題と対策についてお答え申し上げます。

(1) の性暴力に遭った人の相談が来た場合の体制についてでございますが、性暴力に限定したのではなく、暴力や罵倒など、DV被害に遭われた方の相談窓口として、保健福祉課において保健師等、女性職員を中心に相談を行っているところであります。また、相談機関を本人に伝える方法につきましては、子育て世代包括支援センターや各種相談機関を広報紙に掲載しているほか、子育て支援センター等の各施設へのポスター掲示、DV相談機関についてはパンフレットを設置し、周知を図っているところであります。

今後も引き続き、関係機関との連携を図り、さまざまな機会を通しての情報提供や悩みを抱えた方々に寄り添った相談支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 14番 遠藤紀子議員の御質問の第2点目の性の問題と対策についての(2)についてお答え申し上げます。

学校教育での位置づけについてでございますが、性に関する教育に関しましては、学習指導要領に基づき、小学4年生から中学3年までの保健体育、道徳の教科及び特別活動の中で、児童生徒の発達段階を踏まえた内容の教育を行っているところでございます。

体育におきましては、4年生で体の発育・発達についての理解、小学校高学年で心の発達及び不安や悩みへの対処についての理解について学び、中学生の保健体育においては、思春期における心身の機能の発達と心の健康についての課題の発見と解決などが教育課程において位置づけられております。

また、道徳や特別活動では、異性に対する正しい理解、友情、信頼、相互理解、寛容、命の尊さなど、性に関する倫理的な面や人間関係の重要性などが位置づけられております。それぞれの発達段階の中で、体の発育・発達に関する理解や相手の人格を尊重し、理解することなど、性に関する正しい知識と相手を思いやる人間関係の重要性を学ぶとともに、生命を尊び大切にすることを実施しております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） まず、高齢者の問題についてでございますが、せんだって、東京でOECDの役員の方の講演を聞いてまいりました。その中で、日本はもちろん先進国の中で真っ先に超高齢化社会を迎えることとなります。ただこれを悪いとばかり捉えないで、医療や介護やICT活用やロボットの活用など、さまざまな高齢者向けの商品が真っ先に日本は開発されるでありましょうから、これを経済発展に捉えて、超高齢者社会の先進国がこういった商品をぜひ買ってくれるように向けることが日本のこれからのあり方ではないかという講義を聞いて、超高齢化社会を改めて発想の転換というものも必要だなと思いながら帰ってまいりました。しかし、年をとるということは私が当事者でございますので、体の衰えは仕方のないことですし、やはり老後を過ごすためには、行政の手助けというものが十分に必要になっております。ただ、今までの高齢者支援とは少し色合いの違うものをこれから考えていただく時代ではないかなと思いました。

まず、1点目のガイドブック、これをぜひつくっていただきたいと思いましたが、質問の中にも書きましたが、この子育て支援の利府町のガイドブックがございます。これは、平成19年に作成されて、非常に中身が濃いものでございます。転居をなす方たちには皆さんに差し上げているということで、お医者様の医療機関のことから、妊娠がわかったとき、あるいはどんな遊び場所があるとか、民生委員さんの名簿等々、非常に親切に書かれております。私は外に委員長研修なんかで出るときにも、外部の方にこれを御案内すると、非常に皆さん関心を持っていただいております。こういったものが高齢者にもあると便利ではないかなと。

福祉課でも、それから地域包括支援センターでもいろいろなパンフレットを出していただいております。これは、利府町の中央地域包括支援センターの案内で、いろんな活動がありますとか、サービスがありますとか、例えばお弁当の配達から布団のクリーニングですか、それまで保健福祉課も含めた活動を網羅しておりますけれども、やはりこういったチラシ的なものというのは、どちらかというところどこかにやってしまう可能性があるものですから、ぜひ高齢者に向けてもこのガイドブックが必要ではないかと思つて提案いたしました。

このガイドブックですけれども、非常に中身も濃いものですが、この費用はどのくらいかかっているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

今回、昨年度末に新たに更新をさせていただいておりますが、作成等費用といたしましては、34万円ほどの費用となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） それは、部数はどのくらいをつくっていらっしゃる。それから、補助金等々の活用もあるように伺っておりますが、そのあたりもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

作成部数につきましては、毎年1,200部ほど作成をさせていただいております、県の補助金を受けて現在のところ作成をしております、毎年転入される方、あとは各施設のほう、それと子育ての相談にいらしゃった方々に説明の資料としても使っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、高齢者にもこういったハンドブック的なガイドブックがあったら非常に便利だろうなと思って、今回提案いたしました。この答弁の中で、既に作成している自治体があるとお答えがありましたけれども、どのような自治体かつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

今、町のほうで検討させていただいている参考としている自治体につきましては、宮城県内ですと塩竈市さん、それから埼玉県戸田市さん、それから和光市さんについて検討させていただいている資料としております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 既にこういったガイドブックをつくっているというところがあるようですので、もしつくるということになりましたらぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、埼玉県の戸田市なども、戸田市議会として高齢者に対する施策といいますか、ワンストップサービスで相談事業をなささいというような、戸田市はしっかりとした提言書を出しております。やはり、高齢者に対する大事な施策の一つであると思っておりますし、例えば高齢者のサービスというのは本当に多岐にわたっていると思うんですね。例えばバスの100円チケットから、病院のこととか、それから地域包括支援センターがどこにあるかもいまだにわからない方がいらっしゃ

いますし、地域包括支援センターの内容もまだわからないというような、例えば認知症になったらどこへ行けばいいのとか。非常に内容は豊富にあると思いますので、ぜひそこら辺も検討していただきたいと思いますし、今費用のことを伺いました。費用ももちろん34万円というお話でしたけれども、改訂版とそれから初期投資とはまたちょっと違うと思いますし、うまく補助金がいただけるかどうかは町長の力にかかっているとは思いますが、補助金を当てにしなくても、例えば広告を入れていただくとか、高齢者に関する施設、あるいは商業施設などでも高齢者サービスを大いに、例えば配達サービスですとか、シニアデーがあるとか、いろいろ商業施設でもありますし、病院の広告などなど、広告は十分に入る余地があると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

ガイドブックをつくった際に御協力いただける企業さんとかについての御質問だと思うんですが、今、町で案として持っていますのが、来年度第8期の介護保険と高齢者福祉計画の見直し、改定の時期になっていまして、今年度、高齢者に対するアンケート調査を実施する予定になっております。そういう中身のものを、アンケート調査の結果を踏まえながら、高齢者のニーズに合った中身のものをガイドブックの中に加えながらつくっていきたいと考えてはいるんですが、一応今、介護保険の中の包括的支援事業という中の交付金の中で一部作成費が見られるんじゃないかというふうに考えてはおりましたが、遠藤議員さんのような今御提案いただいた件につきましても、非常に利府町内には高齢者に関する施設関係とか企業さんおりますので、そちらのほうも今後考えていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ前向きにこのガイドブックを作成していただきたいと思っておりますし、今もアンケート調査というお話もございました。このガイドブックをつくるに当たっては、どんなものを入れてもらいたいかなというようなことを、当事者の声、あるいはこれから次の段階で高齢期に入っていく方の声とか、どちらかというところ、超高齢者の方々の声を聞くという場面が今まで多かったような気がしますので、ぜひこれから高齢期に向かっている方の声を入れたものをつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

アンケートの対象者については、まだ今これから対象者を絞り込む段階なんですけど、議員さんがおっしゃるように、高齢者だけではなく、なるべく各年代の方からの御意見をいただけるようなアンケート調査にしていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、素晴らしいものが実現しますように、お力をお願いいたします。

次の（2）に移りますが、今も町長の答弁の中で、生涯学習課でのいろいろな学習内容とか、十符の里大学とか、男の料理教室とかございました。例えばこの十符の里大学ですけれども、見ますとコースが2つあって、Aコースが20名、Bコースが16名ということで、Aコースは割合に男の方も入りやすい内容かなと思いましたが、これはもう名前は違うかもしれませんが、自然観察的なもののコースで非常に人気のあるコースだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。たしか抽選か何かだったと思いますが、そんなような状況でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

この十符の里大学なんですけど、これにつきましては、今年度2回に分けています。先ほど議員さんが上げたとおり、昨年度は1回でした。人気があるという事業でございまして、今回2回にしたという中身になってございます。それで、前回は1回で5日間で、先ほど申し上げられた自然観察とか歴史とか何かを学ぶということで設けていまして、今回まず2回に分けて、1回につき4日間ということで2回に分けてございます。その中で、今回人数を見ますと、20名の定員に対しまして39名の応募があったということで、これまた人気がございます。その中で男性の方が14名、女性の方が25名申し込みがあったということでございます。その中で、一応抽選をさせていただいております。その中で男性の方が7名、女性の方13名ということで今回受講していただくということになってございます。これにつきましても、毎年内容のほうを精査しながらこの事業は続けていく、あとは新しいものも入れていくというような中身も含めまして検討しております。

あと、2回目のBコース、先ほど申し上げられた中身のものは、物づくりをまずテーマとしまして、その中でいろんなものをDIYとか、あとは季節の物をつくるかというものをいれまして、こちらも計画しておりました。その中で申込者数、定員が16名に対しまして、こちらも19名ということで定員をオーバーしているということで、こちらも抽選会を開いたという結果になってございます。そこにいきますと、やっぱり高齢者の方々、外に出て勉強したいとか、

あと町のものを知りたいという方々が結構いるんだなということで、これにつきましては引き続き続けていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 私たち団塊の世代も含めまして、そろそろ第二の人生もリタイアした男の方も非常にこの町でふえてきましたけれども、今お話にありましたように、男の方でも受講できるこの十符の里大学とか、ただこれは本当に昔から競争率の高い講座でございました。私がおこへ、利府町に参りまして間もなく30年になりますけれども、かなり前からこの講座があったように思います。数少ない男の方も出られる講座ということで、あとはまあ男の料理教室とか、郷土資料館の教室としてバスで行く町内史跡めぐりというのも今回9月7日に1日あるということで、これも定員20名。

今、十符の里大学のBコースという2つ目のコースで物をつくるとありましたけれども、これはどうも女性向けではないかなと思いました。どうやって地域から男の方が外へ出ていただくかというのは、もう例えば地域でサロン活動が盛んに行われるようになってきましたけれども、どこも男の方の参加が少ない。何とかこうリタイアした方たちが表に出てくださるような仕組みというのを考えなければならぬと思いました。

今回この質問書を出したんですけれども、高齢者と申しまして、戦後生まれの私たちは、やはり戦前生まれの方たちとはまた違う文化の中で育ってまいりました。たくさんの外国の文化が入ってきたり、あるいは敬老会で民謡を聞いたり何だりで喜ぶような世代ではないと思います。ですから、やはり年代に合った支援の仕方というのが大事だと思いますし、何しろやはり勉強するというそういうものを求めている世代ではないかなと思いました。

私は数年前に利府高校のスポーツ科で公開講座がありまして、3年ほど続けて、これは石巻専修大学と仙台大学の先生が講義をしてくださいまして、それに一般枠みたいなものをつくってくださいました。非常に難しい講義で、生徒たちはほとんど寝ておりましたけれども、ただ新鮮な気持ちで勉強することができました。やはり勉強するって楽しいなと思いました。ですから、空き教室を利用してそのOBの先生方に何か講義をしていただくとかそういった機会を、生涯学習課のこの狭い範囲での講座だけではなく広く求めて、講座なり学習の場というのを求めてはいかがかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもあったように、町では放課後子ども教室ということで、今三小でやっています「Sun Pear Class」ということで、そちらのほうに学校の先生2名の方、退職された方ですけれども、その方をサポーターさんとしてやっていただいているという中身になってございます。あと、あわせて、土曜日の居場所づくりということで、こちらの方も地域の方々、サポーターさんになっていただきまして、あとコーディネーターさんになっていただきまして、こちらのほうもお手伝いいただいているというような中身になってございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） Sun Pearの活動や、りふ・わくわく広場というのはボランティアでございますので、ちょっと視点がずれているかなと思いましたが、あくまでもボランティア活動はもちろん高齢者も手伝っていただきたいことだと思いますけれども、高齢者自身も教養を高めたいとか、家から出る活動をしたいという思いが強いものですから、今回のこの老人大学というようなものをもっと広げてはどうかと提案いたしました。

特に男性が家から出ていただくのは、本当に男のこけんにかかわるのか、なかなか地域で出てくださらない、また、ここは振興団地が新しく住んでいる方が多いものですから、なかなか隣近所の男性のつき合いも少ないと思います。ただ、男の方が集まれるのというのは、囲碁とか将棋とかマージャンとか、こういったツールがあると結構集まっていけるようです。これから、今回も敬老会の見直しとかございましたし、私たちが敬老の年になって、決してタオル一本いただいてありがたいわけではないので、ぜひこれからそういったものに費用を振り分けていただくような仕組みが、ぜひそちらのほうにお金を使っていたらいいかなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

いつも前向きな提案型の御質問、本当にありがとうございます。遠藤議員の危機意識、団塊の世代の男性の方をどうやってこう社会化していくか、引き出していくのかということで、大変いろいろなアイデアをくださったことに、まずもって感謝申し上げます。

私も、この震災を受けて、被災をして仮設住宅を回ると、まず言われたことが、女性は集会

所に来てくれると、ただ男性はほとんど出てきてくれないと。結局、ひきこもって健康を害して、または精神的に鬱になったりとかすると。これは非常に大きな課題だなど、また超高齢化社会の日本において大変ゆゆしき課題だと思っております。

そこで、私も感じることは、男性は政治の話大好きなんですね。私もいろんな町内会の会合にも行かせてもらおうと、まず話が尽きません。特に、男性でございます。そうした政治談議をする、何か私が講義をしてしゃべるとかではなくて、とにかく政治に物申すと、いわゆるテレビタックルみたいなね、ああいう感じのスタイルというのは皆さん好きなんだなど。なので、これは行政を通してやってしまうと、先ほど遠藤議員もちょっとずれているかなとおっしゃったように、これは私も個人の後援会活動としてやったほうがいいのか、行政としてやるとちょっといろいろと手続やら何やらで大変になってくるので、政治活動の一環として議員の皆様もそれをそれぞれの活動の範囲でやられたら、それはそれで男性のひきこもり対策ということでは大変有意義になってくるのではないかなと、私は今遠藤議員の質問を聞いて、提案を聞いていて思った次第でございます。なので、ありとあらゆる行政を頼らないということも踏まえて考えて、男性をいかに社会化していくかという、参画してもらうかということになるのではないかなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） いろいろな方策を考えていただきたいと思います。

（3）のフィットネス教室の増設についてです。

昨日も吉岡伸二郎の質問の中で、プールの問題が出てまいりました。ここ3カ月、町のプールがお休みをしたということで、以前にもこのプール廃止のような動きがあったときに、非常に町民の皆さんも動揺した方たちがおりました。今回も3カ月も休んでこのままなくなってしまうのではないかと、非常に私のほうに、以前プール存続をというような一般質問も出しましたもんですから、大分相談が入ってまいりました。

私もプールの状況を、日を別にして見てまいりました。本当に今はたくさんの方が利用するようになってまいりました。特にこのフィットネス教室は評判がよくて、40人定員のところを10時から開始のところをもう9時並んで、それで参加できない方も随分出ているということで、そちらの苦情も入ってまいりました。非常に皆さん、スポーツに熱心になるというのは健康にとってもいいことですし、今までは何か1億円かかっていたがらだよというような評判のプールでしたけれども、決してそんなことはなくて、例えば水中ウォーキングもかなりの方が受け

ておりました。

特に3,000円でプールが使い放題みたいな券が発券されてきてから、非常に多くの方が使うようになったようです。町内は3,000円、それから町外の方は4,000円という差別化をしていらっしゃいまして、これで健康になり放題という名前のチケットなんですけど、私がプールを調べたときは、今から何年前でしょう、五、六年前でしょう、そのころは80名ぐらいだったんですから、今は130名を超えてこのチケットを求めているということでした。

さらに、その中で、町外の方は1,000円高いんですけども、かなりの数の町外の方が来ていらっしゃるということでした。これは、利府町民だけがどうのではなくて、町外からも来てくださるというのは、このプールがいいからなのよと皆さんが強調なすっていましたし、例えば七ヶ浜や塩竈から随分いらしているようです。ここは商業施設も近いもんですから、余計にプールを終わった後の楽しみがあるので、このプールはすごくいいという話でした。

ですから、このプールは、きのうの吉岡議員のときには年間1億1,000万円以上のお金がかかっている。また、全面的に修理するとなると、1年間の休館と2億2,400万円ぐらいですか、の修理費がかかるというお話でした。逆に、私はもうしっかり修理してもらったほうがいい時代ではないかなとも思いましたけれども、この町民が非常に使うようになったということは、町当局はつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

プールの利用につきましては、修繕前と比較しまして、昨年同時期なんですけれども、4月15日から再オープンしたということになるんですが、これにつきましては、前年度は30日で計算しているんですけども、それでいきますと、15日間であっても前年度が1,203人に対して959人ということで、半月でこのくらい来ているということです。あと5月につきましては、前年度が1,955に対して2,327ということで、約400人近くふえているという、月でふえているという状況をつかんでございます。

その中で、どうしてもフィットネスに関してなんですけど、こちらのほうは、運動することが健康や体力の維持・増進に役立つだけではなく、健康寿命の延伸につながるものと考えておまして、多種多様なフィットネスのメニューもふやしてございます。その中で、前年度は10教室ほどやっていたんですが、これを1教室ふやしまして11にしているという状況になってございます。

それで、なかなかとれないということなのですが、そちらのほうもちょっと調べてみましたら、午前中が混んでいるということで、午後と夜間につきましては比較的あいているということで、こちらのほうをぜひとも利用していただきたいと思ってございます。あと、夜間、土曜日なんかも比較的余裕があるということでございますので、そちらのほうを利用していただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） やはり数字的にも利用が多くなったということがわかりました。ぜひ、前段にも書きましたけれども、利府町は子育ての町というキャッチフレーズでたくさんの若い方が来るようになりましたけれども、全県的に見ても、方々で子育て支援というのが同じようなものが雨後のタケノコのように出てまいりまして、ほぼ皆さん同じような、さらに一步進んだ人口の少ないところはさらに無償化、無償化というようなことで、そろそろこれも限界に来ているのではないかなという、国もいろんな方針を立てますし。

ですから、この利府町は先ほど申しましたように、病院もありますし、こういった商業施設も、買い物難民の心配もありませんし、しかも町営の墓地までそろっております。この町で最後まで過ごせる町ということは、私たちにとっても安心な、高齢者にとっても優しい町、ぜひこのキャッチフレーズでやっているところはまだないのではないかと思います。ぜひ高齢者に優しい町というキャッチフレーズを前面に出していただくと、例えば40代、50代の方が家を求めるときにも、ああこの町はいいんじゃないの、それから高齢者が生き生きとしていれば、やはりこの町に住んでみようというつもりになるでしょうし、あるいは勉強する高齢者の姿を見るということは、子供たちにとってもよいことだと思います。ぜひ、高齢者の勉強する姿を子供たちにも見えるような仕組みもつくっていただきたいと思いますが、最後に、町長どうお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

こちらもありがとうございます。今、遠藤議員からしっかり修繕費、修理をしたほうがいいんじゃないかと、プールに関してですね。本当に力強いお言葉だと思っております。私、1年過ぎて、町長職を経験させていただいて非常に感じることは、職員の皆様が、先ほど高齢者のガイドブックをつくる際に広告を入れたらどうだというお話もあったんですけども、そうい

う民間の皆様からお金をいただく、協力してもらい、連携するというところにまだまだなれていないところがあるなというところもよく感じております。

その一つの例として、りふっと町民バスが広告を掲げさせていただいておりますが、えらい安いんですね、広告料は。いや、もっと倍以上、3倍、5倍でもいいんじゃないかと私は思っております。また、今回、人工芝に変えた中央公園野球場もあります。フェンスのほうも年間でたしか14万円でしたっけ、もうえらい安いんですね。もっと倍取っても私はいいと思っておりますし、またその安さに注目をしてかどうか、今回全部埋まりました、広告スペースが。今度は別のところを今スキームをつくっております。

そうした昨日の鈴木忠美議員からもあったとおり、使用料も含めて、皆さんから応能負担していただくということをこれから考えていかなければいけないし、非常に減免とか無料であるというのは、非常に言葉としては響きはいいかもしれないけれども、後々にそのしわ寄せがくるということがこのプールの件でも明らかになっていると思うんですね。そういった意味では、応能負担も含めて、プールの中にも広告を入れても、何にも私は問題はないと思っておりますし、先日、東京に行ったときに、若い女性が浮き輪なんかを持っているんですね、夜ですよ。何しに行くのかなと思ったら、ナイトプールというのがすごくはやっている。女性が安心して夜中プールに行くというんですね。そういうのも考えてもいいと思うんですね。朝、昼は高齢者向けのフィットネス、夜というのは開館して若い人たちが安心してプールに入れるようにする、こういったことも何でもチャレンジをしていくべきだと思っております。

しかし、それにはやはり先行投資というのが必要でございますので、その先行投資の額というのを利用者数、または経費、B/Cで考えて、どのくらい投資したらいいものなのかということを、これはやっぱり議会の皆様と相談して決めていかなければならないと思っておりますので、ぜひ車の両輪として相談させていただければなと、こういうふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 前向きなお言葉ありがとうございました。ボイラーが、2つのうち1つしか稼働していないというようなことで、ジャグジーがせっかくあるのにそこが冷たいんだそうですね。ぜひそういったことの修理等々も見ていただきたいと思っておりますし、最後に町長、ぜひプールの私たちの生き生きしているところを見てほしいのというような声もございましたので、ぜひ泳ぎながら皆さんの中に入っていいただければと思います。

2点目に移ります。

この性の問題ですけれども、非常に重たい問題ですし、誰でもが通る道です。このごろは性暴力に遭った方が実名でいろいろ訴えたりとか、いろいろ「Me Too」とかいろいろな運動が起こって、表面に出てまいりました。これは非常にいいことだと思いますし、このパンフレット等々を設置しているというお話でした。

たしか内海さんという職員の方がいらっしゃる所に生活環境でしたかしら、あのころ、トイレ等々にそっと相談できるようなカードを置いていただくようにしていただいて、今でもこの私どもの使うところにもちゃんと置いていただいております。トイレというのがまあプライベートな場所ですから、もし悩んでいる人がカードをとっていったりするの大事だと思うんですが、どうもこのごろは乱雑になってきているとか、それから学校のトイレの中にもこういった例えばチャイルドラインであるとか、パープルラインとか、いろいろなSOSを出せるカードというものもあるもんですから、学校にも置いていただきたいと思いますし、それからこの設置に対してもう少しきちんと定期的に見ていただくような仕組みを考えておりますが、この2点いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

まず、学校さんへの設置の件につきましては、今後教育委員会さんとも協議しながら検討させていただきたいと思います。

それから、あと乱雑なのは確かに私も何回か見ている、ちょっと気になったときに直していてもしたときもあるんですが、このところは担当班のほうで定期的に見回りをしながらやっているかと思っておりますので、今後も徹底していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 非常にプライベートな問題ですので、ぜひこのカード等々の設置というのは大事にさせていただきたいと思います。

この性暴力やDV被害、非常にデリケートな問題ですし、例えば性暴力に遭ったという場合に、この利府町の子育て世代包括支援センターが今年の10月から開設されまして、いろいろな相談事業もあるし、たしか心理士の方も配置されていらっしゃると思いますが、こういったときにこの場所へ例えば性暴力に遭った人が飛び込んだ場合に、そういったシミュレーションというのはできているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今、議員さんがお話ししていただいた心理士の方も定期的に入っているんですけども、その方も非常にキャリアのある経験豊富な心理士さんですので、心理士さん自体のシミュレーションもできておりますし、あと包括支援センターのほうでも定期的な打ち合わせをしながら、今のところ性の暴力に対する相談というのはないんですけども、あった際に備えて打ち合わせはしております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 非常に大変な問題ですし、性被害に遭った人はただただ呆然とするだけで、警察に行くにもちゅうちょするしというようなことですが、これは非常に早く対処しなければならぬ問題ですし、例えばDVの中にももちろん性暴力もありますし、それから虐待の中でも、せんだっての新聞の記事では、宮城県は非常に高い割合で児童虐待の中で性暴力が、かなりの割合が全国以上の割合で性暴力、特に実の父親からの性暴力というのが非常にあるというようなことが出ておりました。深刻だなと思いましたが、これに関して最近新聞をにぎわしておりますのが、緊急避妊薬ですか、その薬を72時間以内に服用すれば、何とか例えば妊娠という危険からは逃れられるというようなものが出ておりましたし、きのうの新聞ですか、対面でなくてもそれを処置してもらえというような仕組みができましたけれども、その辺は理解していらっしゃるでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

6月10日にこの指針に、緊急避妊薬に関するオンラインの処方についての会議がありまして、そこで指針の改定がなされるということは把握しております。ただ、こちらのほうの緊急避妊薬のオンライン処方につきまして、医療機関になかなか行けないまま望まない妊娠をされてしまうケースを防ぐという点とか、それから男性が避妊してくれないなど、不本意な性行為をされた女性が身を守るための最後のとりでになるのではないかというふうに、一定の意義はあると思います。

ただ、まだ産婦人科医の先生の中には、1回の緊急避妊薬はやむを得ない手段として使うとしても、やっぱり複数回にわたる緊急避妊薬を行うのは専門家の面会しての指導というのが必要になるのではないかというような意見等々も出されておりますので、まだ6月10日に会議で決定されまして、改定もこれからなされる、指針が出されるようですので、今後国の説明を聞

きながら検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 急速にこういった緊急避妊薬などというものがクローズアップされてきて、ただ女性の体は暴力に遭ったり、不本意な妊娠によって人工の妊娠中絶を行うということは、体もですし心も非常に傷つくことだと思います。ですから、この薬に対する理解というものを当局もしっかりと受けとめていただいて、こういったことが出ないとも限りませんから、ぜひ知識としてもしっかりと若い方たちが持てるようにしていただきたいと思います。

私が今回この問題を出した一番の理由というのが、平成29年の河北新報に、利府町内の女の子がSNSで知り合った人とホテルでそういう関係を持ち、15歳でした。その写真を撮られて拡散されたという事件が出ておりました。高校生と書いてありましたけれども、7月に事件があり、その数カ月前にはこの町の中学生だったんだなと思いました。ですから、そういった意味でも、やはり義務教育の間での性教育というのは非常に大事ではないかと思って今回の質問を出したきっかけでございます。

やはり、間違った知識とか、今はSNSで子供たちが勝手な知識とかいろいろ持つこともありますし、こういった事件も起きかねないとも限りません。先ほど教育長が、学習指導要領に基づいていろいろな心や体の成長に合わせた知識とか学習をしているというお話がございました。ただ、子供たちのほうが逆に進んでいるというような実態もあるでしょうし、これもある程度、先ほども申しました緊急避妊薬も含めて、子供たちには知識として持っていてもらうような、例えば産婦人科の女医さんもいらっしゃいますし、そういった先生方の講義を聞くというのがもう少しストレートに、学習指導要領をはみ出すというのもなかなか難しいんですが、心と体の問題でさらに生理的な問題も含めて、そういったものを学校の教育の中に入れていただくというのはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

先ほど教育長答弁されたように、学校においては、学習指導要領に基づいて心身の発達、体の成長について学習を行うところであります。ただし、この学習指導要領において行う内容については全員一律に行うものですから、個別の対応については別に指導していく、相談に応じるということになります。児童生徒の抱える問題に応じて個別に指導することはとても重要なことでありますので、今後新しい知識も含めて、指導する側がこの性に関して知識を得るよう

な研修等も今後は考えていかなければならないなど感じているところです。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 学校の教育の中ではどうしても清く、正しく、美しいというような感じの教育からはみ出ることにはなかなか難しいとは思いますが、東京都の教育委員会が公立学校の教員向けの性教育の手引の改訂版を公表したというニュースが出ておりました。例えば性感染症ですとか、性被害がふえているので、現代的な課題に対応するために、多少指導要領から少し踏み込んだものを手引としてつくったと出ておりました。公立の中学校長へのアンケートでは、指導要領外の性教育が必要という回答が46%にも上ったとして、現実とはちょっと指導要領は少しずれているのではないかという問題もありました。非常に難しい問題ですし、保護者の考え方もあります。大変難しい問題とは思いますが、ぜひこの東京都の教育委員会の動き、性教育の手引等々を参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） ありがとうございます。

今、お話しいただきましたように、集団として学習すべき内容とそれから個別に対応していくべき内容は明確にして学校教育で指導していかなければならないと考えておりますので、個別に対応すべき内容については、研修等を踏まえて十分に指導に生かしていけるように進めていければいいなと感じております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ、自分が守らなければならない体の部分をプライベートゾーンと申しますが、そこをしっかりと自分で守り、いざというときに対処する方法等々を子供たちが身につけられますように、どうぞ教育の面でもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、14番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

7番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。

〔7番 木村範雄君 登壇〕

○7番（木村範雄君） 7番、日本共産党、木村範雄です。

それでは、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。

一般質問通告書では、1、公共物の継続的な維持管理を、2、制度変更で住民生活の向上を、3、陸上自衛隊利府射撃場についての3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思えます。

1点目は、公共物の定期的な維持管理をであります。

利府町の行政運営は、継続的な維持管理を行うことにより効果が発揮されるものと、新たな制度をつくり上げることにより住民要求に応じていくものに分類されます。

継続的な維持管理を必要とするものとして、道路面のわだちの修繕や白線の定期的な補修等が上げられます。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

（1）歩車道分離のされていない町道では路側のカラー化が行われており、引き続き整備箇所を拡大を求めるものであります。

また、路側のカラー化を整備した箇所で、カラー化の範囲内では歩きづらい箇所が存在していますが、整備後の点検と対策をどのようにしているのでしょうか。

（2）お年寄りや子供たちの通行上の安全を確保するためには、歩車道の分離は避けて通れない課題であります。以前は車道より歩道の高さを高くするマウンドアップ方式で安全対策を講じてきましたが、車の乗り入れ口の傾斜が歩行者の通行の支障を来すとの声も聞かれます。歩車道の平坦化対策、プラット方式に取り組む考えはないのでしょうか。

（3）学校の校庭でも同じことが言えます。校庭の大規模改修を行う前に、ジョギングスペースの確保や日常の川砂の補充などが必要であります。学校ごとに良好なグラウンド状態を維持するために活用できる財源を予算化しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、制度変更で住民生活の向上をであります。

住民生活の向上のためには、国の制度を活用していくことはもとより、町の独自の取り組み

も必要になります。

国の制度を活用するとともに、まち独自の行政支援策をつくとともに、国への支援策への助成を求めていかなければなりません。

そこで、次の点について、町長の考えを問います。

（１）納税の基本原則は応能負担であります。国民健康保険では均等割という応益割が適用されています。健康で文化的な生活を維持するためにも、均等割分を減免する考えはないでしょうか。

（２）子育て世帯の共通した課題は、お金の心配なく子供を学ばせ社会人に育て上げることです。そのためにも、給付性奨学金制度の拡大を国に求めるとともに、町独自の給付制度を実施しなければならないと思いますが、どうでしょうか。

（３）医療費削減のためにも予防接種は必要なものであります。全額自己負担になっているものもあります。希望する予防接種への助成を検討することはできないでしょうか。

3点目は、陸上自衛隊利府射撃場についてであります。

陸上自衛隊利府射撃場について、先日テレビで報道がされました。私は見なかったのですが、利府射撃場を確認しようと思い5月20日に現地に行きましたが、当日演習中のために確認することはできませんでした。

この利府射撃場については、これまで一度も触れてきませんでした。射撃場ができた経緯を含めた概要と国からの歳入歳出はどうなっているのでしょうか。

町は、子育て支援の町であるとともに、観光・スポーツ施設を活用した観光都市としても伸びていかなければなりません。利府町としては、共存のあり方が問われていると思いますが、町長はどう考えているのでしょうか。

以上、大きく3点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、公共物の継続的な維持管理をの（１）及び（２）は町長、（３）は教育長、2、制度変更で住民生活の向上をの（１）及び（３）は町長、（２）は教育長、3、陸上自衛隊利府射撃場については町長。

初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の公共物の継続的な維持管理についてお答え申し上げます。

まず、（１）の路側のカラー化についてでございますが、これは通学路などにおいて、道路幅員や隣接する宅地の関係で歩道の整備が難しい箇所について、路側をカラー化することにより、通行する児童などの歩行者がいることを運転者に注意喚起するため設置しているものであります。

整備後の点検と対策でございますが、薄くなった箇所につきましては、年次計画により順次塗り直すなどの対策を講じているところであり、損傷等については随時対応することとしております。また、整備箇所の拡大でございますが、町内会やPTAからの要望を受け、毎年通学路交通安全プログラムによる関係機関の合同パトロールを実施し、対策等について協議・検討を行っておりますので、御理解願います。

次に、（２）の歩車道の平たん化対策についてでございますが、歩道の整備につきましては道路構造令に基づいて行っており、平成17年に整備基準が改正されたことにより、それ以降はフラット方式での整備を行っております。整備基準改正前は、市街地の人家連担区域はマウンドアップ方式、一般車はフラット方式となっており、交通安全対策としては一定の成果を上げていると認識しております。本町の歩道設置状況につきましては、全延長50キロメートルのうち、マウンドアップ方式の歩道延長は22キロメートルほどでございます。

議員御質問の既存歩道の平たん化につきましては、特に団地内において車両の乗り入れ口の設置により、車道側のすりつけ区間に見受けられますが、歩道設置基準においては平たん部を1メートル以上確保することとなっております。町内において一部平たん部が1メートル未満の箇所もあり、改修するための課題等により難しい状況であることを御理解願います。

次に、第2点目の制度変更で住民生活の向上をについてお答え申し上げます。

まず、（１）の国民健康保険税の均等割の減免についてでございますが、議員御承知のとおり、国民健康保険税につきましては、今年度から課税方式を4方式から3方式へと変更しており、それぞれの税率について見直しを行っているところであります。国民健康保険税制度の特徴といたしましては、年齢層が高く、年金生活者などの低所得者層が多い状況であり、所得割のみの負担では税負担に大きな差が出てくることから、負担の公平性を保つために均等割の負担をお願いしているものであります。また、今年度の改正に当たっては、税率を最小限に抑えるとともに、加入者の方々の負担軽減を図るため、多額の財政調整基金を取り崩すこととしており、国保財政にも影響が出ているところであります。

議員御質問の均等割の減免につきましては、減免額が多額となることから、現在の国保の財

政状態では対応することは困難な状況であります。均等割の減免を行いつつ国保財政の安定化を図るためには、均等割減免分を所得割へ転嫁する必要がありますが、所得割の税率のみが上昇することになりますと、国保制度の基本となる負担の公平性を欠くことになるため、対応することは困難であると考えておりますので、御理解願います。しかしながら、仙台市などで行っている子供を対象とした均等割の減免制度につきましては、今後の財政状況と近隣市町の動向を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、（3）の予防接種費用の助成についてでございますが、現在、町が主体となって実施している定期予防接種につきましては、予防接種法に基づき、住民の皆様が必要な時期に適切な予防接種が受けられるよう情報提供や接種勧奨を行いながら、費用の全額または一部を助成し実施しているところであります。

議員御指摘の希望する予防接種につきましては、いわゆる任意予防接種と言われるもので、昨年度の全国的な風疹の流行を受け、風疹抗体価が低く妊娠を希望している満19歳以上49歳以下の女性等を対象とした風疹の予防接種費用の助成を町独自で始めているところであります。しかし、任意予防接種は予防接種法上規定された接種年齢、接種時期、接種回数などからは外れた方や、海外渡航前に予防接種が必要な場合など、接種が必要となる特別な事情がある方が希望するものも多く、医師と被接種者の相談により判断されるものであることから、現時点では町独自の費用助成につきましては考えておりませんので、御理解願います。

次に、第3点目の陸上自衛隊利府射撃場についてお答え申し上げます。

この射撃場がつくられた経緯等については、陸上自衛隊多賀城駐屯地に確認したところ、昭和38年に陸上自衛隊の訓練用地として春日字黒森地区に整備されたもので、昨年度は年間で約250日、延べ約1万5,000人が小銃射撃訓練をしているとのことであります。

国からの歳入歳出でございますが、町への歳入は国有提供施設等所在市町村助成交付金として年額で30万円ほど交付されており、算定方法としては、国有財産台帳の価格改定に関する評価要領に基づき決定し通知されております。交付金の性質としては、固定資産税の大々的な財政補給金として町に交付されるものであり、目的税のように充当処理はできないため、一般財源としているところであります。なお、町からの歳出につきましては、駐留軍及び自衛隊の施設等が所在する地方公共団体を組織する全国基地協議会に対し、負担金として1,000円を支出しております。

自治体にとって、共存のあり方についてどう考えているかとの御質問でございますが、この

射撃場では実弾を用いた訓練を行っているとのことであり、訓練に支障のない範囲であれば施設の見学等について相談に応じられるという回答が得られておりますので、施設の利活用について模索していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 7番 木村範雄議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、第1点目の公共物の継続的な維持管理についてお答え申し上げます。

（3）学校校庭の維持管理についてでございますが、学校の校庭におけるジョギングスペースの確保につきましては、各学校がそれぞれ工夫をして校庭を使用しているのが現状でございます。特に中学校では、体育の授業や部活動での野球やサッカーなど多種目の競技を校庭で行っておりますが、特定の種目の専用スペースを設けることは、校庭が狭くなり、多種目の活動に支障を来すおそれのあることから、ジョギングスペースの設置は今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、校庭の管理につきましては、各学校において毎年必要に応じ、校庭に入れる砂などの予算の計上を行い、補充を行っている状況でございます。

次に、第2点目の制度変更で住民生活の向上をについてお答え申し上げます。

（2）の給付性奨学金の制度についてでございますが、国におきましては、平成29年度に給付性奨学金の制度を創設し、昨年度から対象者をふやした上で本格実施を行っております。大学、高等専門学校、専門学校等の学生が対象となっておりますが、町の学生の相談の状況等を確認しながら、機会を捉えまして国へ拡大等の要望を行ってまいりたいと考えております。

町独自の給付型の奨学金の制度につきましては、以前にもお答えを申し上げましたが、町で実施する場合は大きな財源を要するものであり、現状では実現は困難と考えております。

今後も、現在実施しております勤労者生活安定資金融資制度について周知を図り、教育費の負担軽減につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○7番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

この6月定例会は、議員任期最後の定例会になります。4年間のまとめの定例会の一般質問を、行政運営の基本に立ち返って質問をしていきたいと思っております。

1点目、公共物の継続的な維持管理をです。

（1）歩車道分離のされていない町道での路側のカラー化を引き続き求めるとともに、カラー化の範囲内では歩きづらい箇所での整備後の点検と対策をどのようにしているのかについてです。

人の肩幅は70センチメートルとも言われています。側溝を含めずに路側だけで確保することは難しいと言われていますが、側溝上部も含めて70センチメートル以上のカラー化は行われているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 木村議員の再質問にお答えします。

現在、路側帯をカラー化している町道笹町在加瀬線や第二小学校線などにおきましては、できる限りの幅員の確保から側溝の上部も含めて着色しているところでございます。幅の確保ということを優先に側溝の上まで塗っているものでございますので、御理解願います。

質問の肩幅ということですが、70センチメートルかどうかというのは確認していないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 実際、現地を見てみると、本当に1メートルくらいの幅になっている部分と、やっぱり狭いところもあるんですね。また民地の関係でもやっぱりいろんな状況が出てくるということもあるので、やっぱりその辺は管理者としての道路管理者も含めてですけれども、その部分は管理していくことを求めていきたいなと思います。

適正な幅や範囲の確保を行うことが求められていますが、整備後の対応も求められています。安全に歩ける路側にするためにも、カラー化を行った箇所の点検管理は大事な維持管理項目であります。ペイントの剝離の状況や塗装幅の確保など、整備箇所の点検管理はどのように行っているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

交通安全施設の確認として、区画線や横断歩道、カーブミラーなどの点検を行っていますので、その際にあわせて路側のカラーの状況も確認しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 路側のカラー化で、現状一番知っているのはやっぱり地域の人たち、利用者であるというふうに思います。登下校時に利用している小中学生や地域で歩いているお年

寄りの声を聞くことが大事になります。行政区長から要望等は寄せられているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

これまでにカラー化した路線につきましては、先ほど町長が答弁いたしているように、P T Aや町内会などから要望を受けて実施しておりますので、今後ともそういった町内会とか利用者のほうの要望によって進めていきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 塗装幅員の狭い箇所や植栽等により歩行幅員が狭くなった箇所、ペイント部分の剝離等、個別特別対応が求められている箇所は限定されています。予算を確保しての早急な個別対応を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

カラー舗装の薄くなっているところの対応のことの御質問だと思いますけれども、先ほど点検パトロールというお話をしました。薄くなっている線、年次計画ということで町長の答弁にもありましたけれども、約、実態として3年から5年ということで塗り直しを行っているところでございます。点検結果によって実施している原則論はあるんですが、交通量の多いところについては薄くなる場所が早く生じるということもありますので、そういった点検でもって、薄くなったところを3年、5年と言わず早く塗るということを前提にパトロールをしておりますので、予算の確保ということでもありましたけれども、なかなか部分的に塗装、そこだけ塗り直すということよりも、全体的に塗り直すという方向で来ていますので、確認して薄いところについてはなるべく翌年に塗れるような対策ということで予算の確保も努めていきたいと考えています。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 予算の確保と使用上の話に多分なってくるんだと思います。要は、見つけたけれどもすぐにできなくて来年度の分に回してしまう。要は、その間に何かあったら大変だよねと。塗装なんでね、そこですぐに事故というふうにはならないとは思いますが、やっぱり速やかに対応できるような維持管理費といいますかね、要は枠で持っている部分の中の対応が必要なのかなと思います。

ちょっとこの部分で町長に聞きたいと思います。答弁書の中で、整備箇所の拡大は町内会や

P T Aからの要望により対策等について協議、検討を行っているというふうに答弁書で書いています。要は、地域の声を聞くことはうんと大事だとは思いますが、行政としてきちんと道路の管理をしながらやっていくときに、やっぱり行政が主導で危険な箇所を速やかに見つけて対応していく。要は、住民から聞くよということは、今現在行政としては危険だ、引かなければならないと思っているところはないのかどうか。本来はもっともっとあると思うんですよ。例えば、私のうちの近くの丁字路のところなんかは、交差点の中のマークなんかをつけてもいいわけだし、でもまあ町内会やP T Aからお声がなければしないよというんでなくて、やっぱりそういう箇所を見つけておいて、順次計画にのっけて整備していくというのが大事だと思うんですけども、町長の答弁をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村範雄議員の再質問にお答えします。質問ありがとうございます。

行政が速やかに対応するという事はもちろんのことでございますが、常にパトロールをさせていただいているということも事実であることをお知らせしたいと思います。私が町長職についてまず驚いたのは、町道を走っていてタイヤが破損をしたと。それは町の責任であるから、町に賠償を求めると。こういうことも町というのはやんなきゃいけないんだというのは驚いたところなんです。そういったことで、町道の整備というのは心がけてやっているところでございますが、まだ至らない点があれば教えていただければと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今、タイヤの破損の話、実際には車の車高、車の高さによって起きやすいのと、起きにくいのもあるし、実際に私も走って行って、フロントに物を置いているもので、やっぱり走るとどンドン跳ねたりして、置いているのがはじけ飛ぶというのも、たまにその町道なんかを走ってもあるんで、その辺やっぱりきちっと対応してほしいなと思います。

P T A、町内会に聞くのも大事なんですけれども、自分たちでやっぱり見つけておいて、箇所を確認しておいて、順次整備に入っていく。予算があるんで、全て一気にやれと言いませんので、順位はやっぱりつけておいて、またあと聞いた中でその順位を変えていくようなやり方をしてほしいなと思います。

小さい2点目、通行上の安全を確保するために、歩車道分離は避けて通れない課題であります。歩道通行の安全確保のために、歩車道の平坦化対策についてです。マウンドアップ方式の歩道では、横に並んで歩いていると、車道側の方は車の乗り入れ口で歩きづらいとの声を聞

きます。確かに、歩道付近は1.5メートル、マウンドアップ方式の箇所では横断勾配がきつくなり体が傾いてしまいます。対策としては、歩道と車道の高さを同じにし、歩車道境界ブロックで歩車道を分離し安全を確保する形式への変更をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 木村議員の御質問にお答えします。

多分、こちらの歩道のマウンドアップ方式については、平成17年、交通のバリアフリーとかで構造の基準が今フラット方式と低くなっておりませんが、その当時というか、安全対策上やはり車道と歩道を段差をつけることによって見やすいと。歩行者の安全の確保という観点からマウンドアップというのが多く採用されまして、町もその時代においては、極端な話、団地の部分等に結構マウンドアップがあります。

それで、実際、幹線道路は歩道付近、先ほど町長の答弁にあるように、幹線道路は広目の歩道でございまして、それにつながる歩行者がある程度見込まれる準幹線道路については、それも安全確保という観点で1.5メートル程度の歩道を整備している区間もありまして、確かに今の時代、バリアフリーというふうな形になって、乗り入れのところが若干危険というのは十分認識しておりますが、現段階で速やかにそちらの細部まで改修となりますと、いろいろ問題がございまして、多分木村議員の場合は土木行政にも精通しておりますので、技術的な問題とかそこら辺多分わかっておられると思いますが、やはり宅地の乗り入れとか、そういうふうな形、費用の面とかで、今すぐそちらの対策についてはちょっと難しいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） ちょっと現地を見るとということで、町道利府駅前9-1号線、あと大町線、旧の生涯学習センターの東側になりますけれども、あそこはシルバーゾーンにも指定されています。シルバーゾーンは乱横断、乱れた横断を、乱横断の禁止を規制していますが、歩きやすい歩道をつくるためにも歩道幅の確保と平坦化が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

議員言われるように、俗に町道〇〇9-何号線というのが約1.5メートルの歩道が整備している道路でございまして、町内には各団地の合わせますと13路線、3.7キロメートルですから、両側歩道ですのでその倍の約8キロメートルぐらいの歩道がございまして、それについて、確かに

議員が言われるようにバリアフリー化の観点からすると、そちらをフラットにして平坦性を確保することによって安全性ということはあると思いますが、なかなかその歩道を改修するためには、極端な話、車道を上げるか、宅地を下げるかというふうな形で、技術的とかさまざまな問題があるということで、今すぐちょっと対応が難しい状況であるということをお理解願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） これも答弁書なんですけれども構成、歩道設置基準は平坦部を1メートル確保する。平坦部を1メートル確保するんですけれども、歩道幅が1.5メートルで段差が20センチメートルあると、13%の横断勾配になる。その13%の横断勾配を歩いていかなければならない。2.5メートルの幅だけでも、実際にそれを、2.5メートルを横断すれば、8%で緩くはなってくる。ただし、2.5メートル幅で1.5メートルの植栽帯とかを使ってしまうと、1メートルの幅でやるとやっぱり20%。結局斜めになった部分を歩こうとすると、本当に横断勾配がきついところを歩かなければならないんだ。ですから、1メートルあれば1人は優に歩けるんだけど、その幅が植栽帯なんかがないところもそのまま横断になってしまうんで、きつい横断勾配を歩かなければならないんだということをやっぴり考えておかなければならないんだと私は思います。

一度道路整備をしてしまうと、新たに道路幅員を拡大することは大変な作業になります。それは御理解あります。その意味では、車道幅をかさ上げすることは新たな用地買収をするよりは実現性がある。要は、今現在の車道の高さをそのままにしながら歩道幅を広げるためには用地買収が必要なんで、今の現状の用地買収をしてまではできない。ただし、それをやるために、やっぱり車道の高さを20センチメートル上げればフラット化はできるので、そういう意味では安全に通行できる歩道整備にもつながりますので、そういう検討は起こしてほしいと思います。

3番目の良好なグラウンド状態を維持するために活用できる財源を予算化しておくべきだについてです。

以前、利府中学校の体育祭のときに、校庭に水たまりができていたのを見たことがあります。先週の日曜日に、利府三小の校庭で、野中二部町内会で運動会を開催しました。一昨日までの降雨で一部水たまりができていましたが、グラウンド脇に川砂がストックされており、水のかき出しと川砂の散布で楽しく運動会を開催することができました。随時川砂等を補充できる予算体制にはなっているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

校庭における砂の補充につきましては、予算編成の折、学校への説明会などで砂補充の予算の確保についてお知らせをしております。各校におきまして金額はさまざまではございますが、予算の計上を行っております。学校によりましては、町内会やPTAから砂を入れていただくところなどもございまして、状況に合わせた予算計上となっており、学校が対応できる体制になっているものでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 利府三小の置いてあった砂、去年ですかね、4町内会合同の防災訓練をやったときに、土のう訓練、土のうをつくって、土のうに砂を入れて訓練やったんですけども、そのときに残した部分も多分あったのかなというふうに思います。そういう意味では、川砂を、要はあればそのとき使う人たちがみんなして使えるよという話になるんですけども、そういうふうに置いてある学校ってどのくらいあるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 校庭に保管の状況についてはお調べはしておりませんが、それぞれの学校で行事等に対する対応はしているものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 新年度になってから、利府中学校のサッカー部の練習試合を見る機会がありました。校庭全面を使つての試合であり、2試合目、その次の試合の選手たちはウォーミングアップをするために防球ネットとフェンスの間でジョギングをしていました。利府中学校に事情を確認すると、体育館側と反対の東側に野球とソフトボールの内野があり、そこを試合前のアップに使うわけにはいかないというふうに私も思います。ある程度長い距離を走るとなると、前段の箇所しかないのかなとも思います。走りやすいよう整備をする考えはないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

議員御指摘のフェンスと防球ネットの間でございまして、校庭南側の公衆用道路に沿った部分であると思いますが、こちらは張り出した木の根や倉庫、土のうなどがありまして、ジョギングのコースとしては不適切なものとなっております。また、途中に大きな木があり、遮られ

ていること、それから途中から幅が極端に減少していることなどからも、整備は難しいものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 本格的な整備をしようとする、今のようないろいろな課題が出てくるのかなと思います。ただ、暫定的に利用しようとする、実際に子供たちはその試合があるときに校庭で試合をしている。次の試合のときにジョギングというか、ウォーミングアップしようすると、あの近場でやっぱりアスファルトの舗装の部分があって、あとはソフトの内野の部分があったりして、周りを走るのが大変なんで、やっぱりどうしても私が言ったところをウォーミングアップするしかないのかなと思います。

それをやろうとすると、まずあそこへ行けば、まず高さ2メートルくらいまでの横枝を全部剪定してしまうと。2つ目には、側溝が今開渠の側溝なんですよね、水を取りやすいようにということで。そのところに水も取りながらできるような側溝のふたをつけて、上部を歩けるようにする。あと、3つ目、土の部分がさっきの根っこもありましたけれども、ある程度の高さの調節をすることによって、ウォーミングアップには使えるようになるのかなと思います。

前に、多賀城高校でもやっぱり雨が降った後のグラウンドを走ると、グラウンドが大変荒れてしまうので、グラウンドの周りの部分がある程度整備して、そのところをウォーミングアップに使いましょうと。それでないと、今度校舎の周りのアスファルトの上を走るということもあったんで、そういう意味ではそういうのを考えていくと、今ある部分を正規の体制で全部整備しようとする、ちょっと大変なんですけれども、やっぱり暫定的でもいいからちょっとウォーミングアップくらいだったら、3人並んでじゃなくて1人ずつ1列で走ればウォーミングアップはできるんで、そういうような体制を考えて考えていくことも大事だと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 現地につきましては、私も実は見せていただきました。先ほど私がお答え申し上げましたように、議員御指摘の場所については、倉庫や土のう置き場となっているところがございます。また、木の根が大きく張っておりまして、安全に走るために適した場所にするにはやはり少し難しいのではないのかなと考えております。また、校庭高木のスズカケノキでございますが、その枝を伐採したとしましても、その先が非常に狭い場所になっております。側溝ふたを設置しても必要な広さにはならないものと考えておりまして、安

全確保ができないものと考えております。ジョギングとそれからウォーミングアップの場所につきましても、学校と相談しながらよりよい対応をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） ぜひ、検討してほしいなと思います。実際、私も歩いてみたんですよ。歩けるということは、ある程度ウォーミングアップもできる範囲になるのかなと。確かに、レーキとか置くところがないということもあるので、隅でそこに置いてあるということも確認してきました。ですから、それも含めてやっぱり、ではどこまで整備するんだということになってくると思うので、ぜひその検討はお願いしたいなと思います。

それでは、大きな2点目、制度変更で住民生活の向上をについてです。

現状の制度だけでは、多くの人の要望、要求に応じていくことはできません。住民負担の軽減を図るために、新たな制度や条件の緩和を図ることによって住民生活の向上を図ることができそうです。

1点目、国民健康保険の均等割を減免する考えはないのかについてです。

町から送られてきた国民健康保険の税率改正のお知らせで計算をしてみました。250万円の所得で1人世帯と4人世帯、大人2人と子供2人で比較すると、子育て世帯が年額10万円の増額になります。子育て世帯への軽減策はないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） 7番 木村議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の軽減につきましては、現在の制度では均等割及び平等割額については所得額と加入者数に応じまして7割、5割、2割の軽減が適用されることとなっておりますが、子育て世帯に対する軽減策につきましては、現在は制度化されていないのが現状でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今の答弁に続けて、やっぱり子供の均等割をなくしている自治体もあります。そういう意味では、以前国民健康保険会計に一般会計からの繰り入れをすると、国からの交付金措置の減額が行われているとの答弁がありました。しかし、均等割を減額している自治体もあります。それらの自治体は全て交付金を削減されているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

子供の均等割を減免している自治体については、全国では25自治体が行っていると聞いております。御質問の国等の交付金の減額につきましては、子ども医療費助成に対する減額措置はございますが、均等割減免に対しての交付金の減額制度については、現段階では特にはないと思われまます。ただし、均等割が減額されますので、国保財政事業は少なからず影響はあるものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今、子供の均等割は減額をしてもペナルティーはないと。ただ、会計上は相互関係なんで、その分を減らせばどこかにしわ寄せ行くんだということですけども、町長、やっぱり子供の均等割廃止しましょう、いかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 誰に聞いているんですか。（「町長に」の声あり）町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

今、課長が答弁したとおりでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 制度変更で住民生活の向上を、制度をそのままやっていたら、住民の負担は変わらないというのが基本ですので、住民負担を軽減するためにはやっぱり制度を変えていくんだということをぜひ町長にも考えてほしいなと思います。子供まで含めての均等割は応益割そのものであり、人頭税とも言えます。かかった経費を子供まで含めて徴収するのであれば、行政サービスではなくなります。均等割全てではなく、せめて子供の均等割を廃止する考えはないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

子供の均等割減免につきましては、近隣の仙台市で平成30年度から一部減免措置を導入していることから、本町でも検討は行ってきております。しかしながら、町長の答弁にもありましたが、今年度に税率を改正しており、その際に加入者の皆さんの負担を最小限に抑えるために、財政調整基金を取り崩していることから、国保財政に影響が出ておりますので、現段階での導入については、財政運営上難しい状況でありますので、御理解をお願いいたします。

ただし、今後、国保財政が改善した場合や、国の支援制度として子供に対する均等割軽減制度が創設された場合には、近隣市町の動向を確認しながら、子供の均等割減免について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） さっき、ちょっと町長に聞くの早かったのかもしれませんが、子供の均等割、今、子供の分の均等割は軽減していく方向で考えていくことがあるんだよということだと思うので、済みません、町長、もう少し前向きな答弁をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村範雄議員の再質問にお答えします。御質問ありがとうございます。

これは、税の公平性ということと、国保税が大変赤字で困っているというところで、町がとれる最善の策として3方式にしたというところでございます。木村範雄議員が御質問の子供に対する減免制度、これは私たちはしっかりと調査研究をしていくということでございます。まずは、国の動向を見誤らないように、しっかりと制度を私たちが充実したものにできるように調査研究を行ってまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 私もね、課長からも教えられて、予算書なんかもちよっともう一回見直したんですけれども、やっぱり国民健康保険に加入している人たちの年齢構成、あとは職業状態とかそういう部分があるのかなと。一番本当に大変なのが、やっぱり子育て世帯であることはもう変わりはないわけで、ただその中でも所得と実際にかかった支出というふうになっていったときに、一番大変になってきているのかなと。お年寄りの部分の国民年金で暮らしている人も含めていけば、本当に大変な収入的には少ない部分もあるのかなと。ただ、それだから取れるところから取るというのは間違いで、応能負担は能力に応じて、要は収入に応じてやっぱり負担をしていかなければならない。

その中でもう一つ考えていかなければならないのは、子育て世帯はその収入は多いかもしれないけれども出ていくのもうんと多いんだというときに、まだ18歳未満、働いていない子供からも均等割を取るということがやっぱり問題点があるのかなということで、さっき25自治体が均等割の軽減を図っているんだよという答弁もありました。やっぱり利府町も速やかに26番目の自治体になるように、ぜひ検討していただきたいと思います。

2番目、町独自の給付性奨学金制度の実施をについてです。

以前、貸与性奨学金制度の創設が質問されたときには、返還率の低さが障害になっているとの答弁がありました。教育の無償化が言われているときに、奨学金の返還を背負わせて卒業していく子供たちを考えたときに、給付性の奨学金制度を創設することはできないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

教育長が先ほど答弁差し上げましたとおり、多額の財源を要することから、給付型の奨学金を町で創設することは非常に困難であると考えております。御相談があった場合につきましては、日本学生支援機構を初めとしたさまざまな制度がございますことから、そちらを紹介してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 答弁書でも、町でも現在実施している勤労者生活安定資金融資制度というもので給付費の負担軽減につなげていきたいというふうに答弁がなされています。実際に、やっぱり予算書、決算書を見ていくと、その利用者が本当に少ないなど。利府町は本当にみんな頑張っているんだというふうに思える部分もなくはないんですけれども、ただそれでもやっぱり国でも低所得者を対象にした給付性奨学金制度が進められています。利府町としても、最初から希望する全ての人に給付していくことはできないと私も思います。ただやっぱり、その中でも実際に利府町に居住し、これからも利府町に居住して生活していこうという人の希望に応えるためにも、そういう給付性の奨学金制度を全てじゃなくて、やっぱりまずそういう意欲のある子供たちに対してぜひ対応して行ってほしいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、今後町に住み続けたいと考える方への支援も非常に重要であるとは考えております。しかしながら、その縛りについてのデメリットについても考えざるを得ないものと思います。教育委員会といたしましては、まず勉強したい子供たちの環境の整備を行いまして学力の向上につなげ、進学に際してのさまざまな奨学金について情報の提供をさせていただきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 済みません、今の答弁でデメリットという部分があったんですけれども、そのところをちょっと詳しく答弁してもらいたいんですけれども。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

例えばなんですけど、在学中ですとか、それから卒業後一定期間のうちに転居する可能性もあ

るかと思えます。お子さん方、やはりいろいろな可能性を秘めておりますので、そういった場合、やはり奨学金を返還しなければならない等の制度についても考慮していかなければならないものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 私も一般質問を考えているときに、そういう縛りでいいのかというのを一部は思ったんですね。ただ、今利府町に住んでいて、やっぱり少子化ですから親の面倒を見なければならないんだといえ、この利府町で頑張っていくしかないんだという人と、2番目、3番目の子供になれば、俺は出ていくんだ、大学には行くけれども、もうそのまま東京の大学なら東京でという話もあるかもしれない。ただやっぱり、そういう意味では、要は自分の意思をはっきりして利府町で頑張っていくんだという子供も、高校生になればある程度考える部分もあるのかなと。私も中学校のときは、どこに行くのといったときに、やっぱり要するに高校出て働きたいんだということもあって、仙台の土木で、その後仕事につけたわけですけども、そういう考え方の子も間違いなくいるんだろうなと。そうすると、やっぱり奨学金を申請するくらいの人であれば、そこまで考えて対応もしてくれるのかなと。そういう人をちゃんと認めてあげて対応していくというののもあっていいのかなと思って、ちょっと今回、その子の将来を縛ってしまう気はないんですけども、でもそういう方向で給付性の奨学金を支給する条件に加えてもいいのかなと思って質問させていただきました。

3点目、希望する予防接種への助成をについてです。

ことは帯状疱疹が流行しており、帯状疱疹の予防接種を希望する人がいるとの話を聞きました。帯状疱疹の予防接種の接種率は把握しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、町が主体となって実施している定期予防接種は、主に塩釜医師会と宮城県医師会と委託契約をして実施しておりますが、その契約している医師会との折衝の中では、どの予防接種を何人の方が接種したか、状況については把握しておりますが、議員御質問の帯状疱疹の予防接種は任意予防接種になりますので、現在のところ状況は把握しておりません。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今答弁にあったように、町で助成する予防接種は全額助成するものと一

部助成するものに分かれています。高齢者の予防接種については一部負担が生じていると思います。町では、予防接種を自己負担した方に対する助成制度があります。子供の予防接種と65歳以上の予防接種に分かれ、助成対象が限定されていますが、その接種状況はどのようになっているんでしょう。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今、統計上、30年度の分がまだとれておりませんので、大変申しわけないんですが、現在わかっておりますデータが平成29年度分になっております。大体例年ほぼ同じような接種率となっておりますけれども、子供の予防接種については12種類程度の予防接種がございますので、多岐に及ぶところですので、主なものを回答させていただきますと、BCGが91.3%、ポリオが77.7%、水痘が81.5%、小児肺炎球菌につきましましては82.9%となっております。また、高齢者の肺炎球菌につきましましては57.5%、高齢者インフルエンザにつきましましては51.4%となっております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 高齢者が半分しか予防接種をしていないということになるんですかね。

予防接種に対する助成は、高齢者では高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌に限定されていると思います。予防接種の種類はほかにもあると思いますので、年間に1人1回は希望する予防接種に助成する考えはないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

町で実施している予防接種につきましましては、予防接種本来の目的として、感染症のおそれがある疾病の発生と蔓延を予防するために定期の予防接種を行っているところでございます。年間1人1回希望する予防接種の助成についてでございますが、定期予防接種につきましましては、子供も大人も高齢者も国で定めた接種期間や間隔、回数がございますので、計画的な接種であればそれなりの助成になっていると考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 町民の健康を守り、病状を悪化させずに国民健康保険の医療費を抑制するためには、適正な生活環境を守るとともに、予防接種は欠かせない対策だというふうに思い

ます。やはり、任意の予防接種になっていても、どうしてもそれを受けていたことによって大きなことにならなくても済むんだということが一つあるのと同時に、もしかかってしまったときの医療費というのを考えていったときに、やっぱり本人にとっても物すごく大変なんだろうなと思います。そういう意味では、予防のためにもぜひ受けておきたいと。だから、今、自分の自費で受けていると思うんですけども、町民の健康を守るんだという立場に立っていけば、年1回くらい予防接種の助成を任意でした分に対しても助成をしてもいいんじゃないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

例えば带状疱疹のワクチンなんですけれども、確かに平成28年度から高齢者の方に使用しても可能というふうにはなっております。ただ、国立の感染研究所については、幾つか課題があるので、現在のところまだ任意予防接種というふうになっておりまして、その課題としましては、この带状疱疹ワクチンというのはお子さんのやっている水痘ワクチンと同じワクチンで生ワクチンなんです。それで、免疫不全患者への接種の許可がされていないということで、免疫不全患者というのは、白血病とか抗がん剤使用中とか、免疫抑制療法中の、あとエイズの方というような形で、免疫不全患者の方が带状疱疹になりやすい一番のハイリスクの方々なんです。そういう方たちが予防接種ができなくなってしまうというような形になっております。それから、ワクチンの効果の持続期間の問題がございまして、そういう問題も絡みまして、まだ任意の予防接種という位置づけになっておりますし、ほかの定期になっていないワクチンについても、それぞれ国のほうで定期予防接種にすべきかどうか、定例の会議とかを持ちながら検討しているところではあります。ただ、まだまだ定期に入ってくる予防接種が少ないかとは思っておりますが、今後も国の動向を見ながら、町として定期の予防接種に入ってくる際には助成をしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 私も、高齢者肺炎球菌の予防接種を去年しまして、ちょっと今の答弁の中で、もう少し予防接種の中身の話を勉強しないとだめなのかなと思いましたが、もう一度勉強してから、また再度御指導を受けに行きますので、よろしくをお願いします。

大きな3点目、陸上自衛隊利府射撃場についてです。

不勉強なことに、利府射撃場が存在することを知りませんでした。テレビ放映を見た先輩か

ら、利府町の春日黒森地区に陸上自衛隊利府射撃場が設置されていることを知りました。存在を知っている人も、内容について多くは知らないと思います。私は、利府町の議員として知っておかなければならないことだと思います。利府町として、設置時期は昭和38年以降整備されているということでありました。内容的に30年度は年250日、要は土日を休めば毎日やっていたと。1年50週なんで、50週の5日で250ですから、要は土日を除いて毎日やっていたということ。答弁書で書いてあるのですけれども、その陸上自衛隊からは年間の訓練時期や内容について、定例の連絡等はあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

射撃場への問い合わせなんですけど、今回初めて多賀城の駐屯地のほうへ照会をし、情報を仕入れてございます。今、議員おっしゃるように250日ほど使っているということで、初めてわかってございますので、定期的な連絡というものは本町にはないところです。

なお、王城寺原の練習につきましては定期的に毎月連絡いただいております。騒音の関係からだと思うんですが、町のホームページにいつ訓練がされているよということでの周知はしているところです。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） その王城寺のほうの分はテレビでも放映されているんで、私もそちらを見ながら確認はしたんですけども、この利府町の部分がもう年中ですよ、250ですから。皆さんが役所に勤務する日にちと同じくらいずっとあそこでやっているんだと。皆さん、土日も出て働くことがあるんで、皆さんのほうが多く働いているかもしれませんけれども、あの基地の中でそのくらいやっているということを確認をしておきたいと思います。

利府町の議員として、やっぱり町内の施設については把握しておきたいと私も思います。町としても正確には把握できていないと思いますけれども、施設計画も含めて学習が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、施設の見学については、訓練の支障にならない中では見学できるということでもありますので、ただし、先ほど言ったように250日間使っていますので、自衛隊のほうの視察が土日も可能なのか、そういったことの協議もございますので、た

だし受け入れを拒んでいるということでもないので、視察の申し入れ、あれば改めて要請をしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） ちょっと私もびっくりしながら、今後どういうふうに持っていこうかというのを考えているんですけども、町長は一度くらいちょっと確認というか、視察なんかを行ったんですか。何かこの件で町長の思いがあればお願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村範雄議員の再質問にお答えいたします。

思いというと、私も実は町長に就任して自衛隊の方に挨拶に来ていただいて、初めて射撃場が利府にもあるということに気づきました。なので、そして今回木村議員からこういうふうにご質問いただいて視察できないかということ、ああそうだな、視察というのはいい方法だなと思ってちょっと目からうろこで、観光開発にもというお話もたしか質問の中にあつたので、これはそうだな、自衛隊が見学できるということ、大きな誘客にもなるなと思って、ちょっといいヒントをいただいたなと思って、何か利活用に使えないかって、逆にそういう意味で視察させていただこうかなと思った次第でございます。まことにありがとうございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 済みません、私が悪くてね、町長に間違っただけの指導をしたように思いますけれども、私は観光も含めれば、やっぱりこの自衛隊の問題もと思ったんですけども、ちょっともう一度勉強をしていきたいと思っております。

今回、取り上げさせていただきました、1、公共物の継続的な維持管理を、2、制度変更で住民生活の向上を、3、陸上自衛隊利府射撃場については、行政運営の効果を持続させるとともに、新たな効果を得るために挑み続けることが求められています。また、利府町の行政と議会は、町民のことについては常に確認をしておくことが求められています。町民の生活と環境を守り、住んでよかった、住みたくなる利府町実現のために、地域の皆さんと協力し続けることを誓い、6月定例会の一般質問を終わります。ともに頑張りましょう。

○議長（櫻井正人君） 以上で、7番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時11分 休憩

午後0時57分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

6番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔6番 安田知己君 登壇〕

○6番（安田知己君） 6番 共産党議員団の安田知己です。

本定例会には3点にわたり通告しております。通告順に質問してまいりますので、よろしくお願いたします。

1、幼児教育・保育の無償化について。

幼児教育・保育の無償化は、2019年10月から実施され、3歳から5歳児は原則全世帯を、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象として、幼稚園や保育園の利用料が無料（場合によっては一部無料）になる制度であります。しかし、幼稚園や保育園にかかる全てのお金が無料になるわけではありません。教育分野への投資が重要なのは理解しますが、制度的な問題を感じます。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）幼児教育・保育の無償化では、保育士の配置数や保育室の面積などで国の基準に満たない認可外保育施設も補助の対象になります。町の保育の質は保てるのでしょうか。

（2）給食食材費は無償化の対象ではなく、実費徴収となっています。これまで、給食は保育の一環で、給食は必須だからこそ、3歳以上の子供を含め、副食材費等が公的な保育所運営費に組み込まれてきていました。本来は無償化の対象とすべき給食食材費が実費負担に変わるのとは問題ではないでしょうか。

（3）無償化によって保育園の利用を希望する人がふえることも予想されます。待機児童がふえるのではないのでしょうか。

（4）待機児童が解消できない原因は、深刻な保育士の担い手不足であります。保育士の待遇改善を進めるべきではないのでしょうか。

（5）無償化費用の自治体負担割合は、私立保育園は国が半分補助するのに対し、公立保育園は市町村が全額負担する仕組みであります。全国では、経費削減などで公立保育園の廃止・民営化が進む可能性があります。本町は公立保育園を維持継承していくべきではないのでしょうか。

2番、障害者支援について。

障害者が地域で安心して快適に暮らすには、地域の生活基盤整備やそれを担う人材の確保、地域でともに暮らす町民の理解が必要であります。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）身体障害者手帳の認定では、心臓機能障害におけるペースメーカー等を植え込んでいる人は一律に1級としていました。しかし、平成26年4月の見直しによって、ペースメーカーや体内埋め込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限程度を勘案して、1級から3級または4級に認定されるようになりました。

本町の障害者福祉タクシー利用助成の対象者は、身体障害者1級と2級です。見直しによって3級と認定されたペースメーカー等を植え込んだ障害者は、タクシー券が利用できないことで通院などに影響を及ぼしているのではないのでしょうか。障害者の生活状況によっては、タクシー券を配付してもよいのではないのでしょうか。

（2）補助犬（身体障害者補助犬）は、目や耳や手足に障害のある人を手伝う盲導犬、聴導犬、介助犬をあらわしています。身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けており、障害のある人のパートナーでもあります。しかし、全国では飲食店への同伴を断られるなどの事例も見られます。

本町には、大型イベント会場や飲食店、医療機関など多数ありますが、補助犬に対する理解をどのように進めているのでしょうか。

3、木造住宅耐震改修工事の費用助成について。

木造住宅耐震診断助成事業は、耐震診断士の派遣を受け耐震診断を行った結果、耐震改修が必要とされた住宅には、工事費用の一部を補助する制度であります。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）耐震工事が進まない課題は何でしょうか。

（2）耐震工事の必要な木造住宅に対し、町民の一時的な工事費の負担をなくすための代理受領制度を進める考えはないのでしょうか。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、幼児教育・保育の無償化について、2、障害者支援について、3、木造住宅耐震改修工事の費用助成について、いずれも町長。

町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 安田知己議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の幼児教育・保育の無償化についてお答え申し上げます。

まず、（1）の国の基準に満たない認可外保育施設における保育の質についてでございますが、現在、町内にある認可外保育施設の8施設は全て国の基準を満たしております。また、認可外保育施設は県の管轄となっておりますが、町におきましても年1回、県とともに立ち入り調査を実施し、保育士の配置数や保育室の面積等が指導監査基準を満たしていることを確認しております。

さらに、保育の質の向上のため、認可保育施設のみならず、認可外保育施設を含めた町内の保育施設等を対象として、保育士等のスキルアップを図るための保育士研修会を実施し、町全体で保育の質の向上を努めているところであります。

次に、（2）の副食材料費の実費徴収についてでございますが、幼児教育・保育の無償化実施にあわせ、保育所と幼稚園の給食費の取り扱いが統一され、保育所においても一定の要件に該当する世帯を除き、原則保護者負担とされたものです。議員御指摘のように、副食材料費はこれまでの保育料や運営費に組み込まれていたことから、副食材料費の実費負担に対する保護者の負担感は否めないものと考えており、国の制度の周知に努めてまいりたいと思います。

なお、国からはまだ具体的には示されておりませんが、副食材料費の実費徴収額等につきましては、各保育施設における食材料費の状況や国の基準などを勘案し検討してまいりたいと考えております。

また、（3）の無償化の実施による保育所への入所ニーズの増加についてでございますが、これまでもニーズが多かった3歳未満児に加え、無償化により3歳児の利用ニーズもふえるものと考えております。このことにより、待機児童が解消できない状況が発生することも考えられることから、既存の保育施設の定員拡大や弾力運用の実施により、保育の受け皿の確保に努めてまいります。

次に、（4）の保育士の処遇改善についてでございますが、町内の保育施設においては、必要とする保育士の確保はできておりますが、全国的にも保育士を確保するための処遇改善が緊急の課題となっております。このことから、国では公定価格への保育士の処遇改善等加算を実施しており、本町におきましても、国が実施する保育士の処遇改善等加算を引き続き実施し、保育士の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

最後に、（５）の公立保育所の維持継承についてでございますが、現在、町立の保育所は菅谷台保育所の１施設となっており、運営に関する費用については、普通交付税の交付を受けながら、全て町で負担をしているところであります。また、公立保育所には、地域住民や私立保育施設等との連携、地域全体にかかわる課題の問題解決等、地域全体の保育力や質の向上を図るためのリーダー的な役割が求められており、町の保育施設の拠点として必要な施設であると認識しております。今後も、公立保育所に携わる職員全てがこのことをしっかりと認識し、町全体の保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、第２点目の障害者支援についてお答え申し上げます。

まず、（１）の身体障害者手帳を取得している心臓機能障害の方における障害者福祉タクシー利用助成についてでございますが、本町では重度の障害がある方の社会参画を目的に、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成することとしております。その対象者は、身体障害者手帳、精神障害者手帳の等級が１級及び２級の方、療育手帳のＡ交付を受けている方としております。

議員御質問の中で、ペースメーカー等を植え込んでいる心臓機能障害３級または４級と認定された方を障害者福祉タクシー利用助成の対象にしてはとのことですが、心臓機能障害の方に限らず、等級が３級以下の障害の方に関しましては、１級、２級の日常生活能力が極度に制限されている状態ではないと判断されることから、障害の状態が安定したものとみなし、利用の対象外としておりますことを御理解願います。

次に、（２）の補助犬に対する理解についてでございますが、平成14年10月に体の不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律として、身体障害者補助犬法が制定され、この法律により、公共交通機関や公共施設の利用はもとより、スーパーマーケットやレストランなどの一般的な施設へ補助犬の同伴も可能となっております。しかし、議員御指摘のとおり、いまだに施設側の理解が不十分であり、受け入れ拒否やさまざまなトラブルが生じていることも事実でございます。本町といたしましては、昨年の広報りふ12月号に、障害者週間の記事にあわせ、補助犬を知っていますかと題し、理解を求める内容を掲載し周知を行ったほか、商工会を通じて町内の店舗にパンフレット及び補助犬マークを配付し、町内店舗の理解が広がっているところであります。

なお、町内の小学校においては、総合的な学習の時間において、公益財団法人日本盲導犬協会仙台訓練センターから講師を招き、盲導犬と直接触れ合いながら、盲導犬への理解を深める

取り組みも行っております。

今後とも、補助犬や障害者理解促進に向け、パンフレットを配布するほか、広報紙などによる啓発を行い、障害のあるなしにかかわらず住みよいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の木造住宅耐震改修工事の費用助成についてお答え申し上げます。

まず、（1）の耐震工事が進まない課題についてでございますが、さきに小淵洋一郎議員の一般質問において答弁しておりますように、町内において耐震工事が必要である戸数は1,160戸であり、そのうち昨年度までに耐震工事を実施した件数は33件、約2.8%となっております。耐震工事が進まない理由といたしましては、昭和56年以前に建築され、推定で38年以上たっている建物が多く、また居住者の方々も高齢化及び核家族化が進んでおり、耐震補強をしてまで継続使用する必要があるのか、また費用負担もが多額となることから、建物所有者が改修について判断しにくい状況があるのではと考えているところであります。

次に、（2）の代理受領制度についてでございますが、この制度は、住宅の耐震工事において、申請者が受け取る予定の補助金を直接町などから事業者へ支払う制度であります。これにより、申請者は実際の費用と補助金との差額を事業者に支払うだけで耐震工事が可能となる制度であります。導入に当たっては、申請者本人からの委任状や承諾書等の提出が必要となり、事務が煩雑となってしまうことなどが懸念されます。このようなことから、当面は申請者への補助金交付を速やかに行うことで、申請者が立てかえ払いをしないような対応を図っていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○6番（安田知己君） では、まずお聞きしますが、10月からこの保育無償化が開始されるわけですが、この法案の成立から準備期間が短くて、実務を担う町の混乱というのも懸念されます。事務作業など、10月までこれしっかり町として間に合うのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 安田議員の再質問にお答えします。

今国会で子ども・子育て支援法の一部が改正されまして、10月から無償化がスタートするところが決まったわけですが、これまでも国のほうから無償化に向けてということで情報提供はいただいていたところですが、まだ検討段階の内容ということで、今国会の成立を受けて

正式な準備がスタートするというところで、担当としましても短い期間での準備となることに大変危惧はしております。ただ、10月のスタートということはもう既に決定した事項でございますので、まだ国のほうから事務的には検討段階のものもたくさんある状況ではございますが、10月の無償化に向けて適宜準備のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 担当の職員の方は、期限が限られる中、間に合うように懸命に頑張っているんだということだと思います。

じゃあ、ちょっとお聞きしますけれども、町内の認可外保育所、今町長の答弁で8施設という話があったんですけれども、この8施設で現在3歳以上で認可外保育所に通っている子供ってどのくらいいるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

町内の認可外保育施設につきましては、企業主導型を含めまして現在8カ所になっております。そのうち3歳以上の入所の子供たちなんですが、無認可保育施設を単独で利用しているというお子さんはいらっしゃいません。ただ、院内保育所等もございまして、幼稚園に通いながら無認可保育所を併用して利用しているお子さんというのは数名いらっしゃるということはお伺いしているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今度の幼児教育・保育の無償化では、この国の基準を満たさない認可外保育所なども対象に含まれているために、安全面を中心とする保育の質の確保というのが課題だと私は思っております。

先ほど、指導監督基準というのを守っているということだったんですけれども、この指導監督基準というのは、職員の中の保育士の割合とか、あとは施設の広さなどがこれは決められております。例えば、これはやっぱり劣悪な施設を排除するためにつくられた、子供の安全を守るためのこれは最低の基準だと思うんですよ。町の認可外施設はこの指導監督基準を満たしているということだったんですけれども、これを満たしていれば、子供の安全というのは保障されるものなんじゃないでしょうか。そして、町としても、子供の安全は保障すると、できると、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもございましたように、県の立ち入り検査にあわせて、町あるいは消防署のほうも一緒に同行させていただきまして、基準に準じて、施設の整備であったり保育士を配置しているか等、安全な保育が実施できているかという状況は確認をさせていただいております。この国の指導監査基準につきましては、きちんとしたその後の対応というのも定められておりまして、この指導監督基準に準じていない場合は、改善の指導であったり改善の勧告、あるいは状況によっては閉所ということもきちんと言じることができるというふうにされております。そういうことから、適していないところについては、そういった指導監査での対応を踏まえた上での指導をされている施設というふうに認識しておりますので、今現在町にある施設につきましては、全てこの指導監督基準を満たしているということを町としても確認をしておりますので、安全な保育を実施している施設だろうというふうに我々としては認識しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 町内の全ての認可外保育所は、指導監督基準を満たしているということだったんですけれども、この職員の中の保育士の割合などを見ますと、この認可外施設の指導監督基準というのは、これは保育の質の保障とはとても言えないんじゃないかなと私は感じます。そして、これは子供の安全を守る上でも大きな問題と思うんですよ。今回、無償化を契機に、やっぱり認可外保育施設の質の向上、こういったものを図っていく必要があるんじゃないのかなと思うんですが、町としてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

認可外保育施設の保育の質の向上ということでございますが、申し上げておりますとおり、指導基準を満たしていることが一つの判断基準になると考えているものと、あわせて、やはり保育士の数につきましては、全職員が有資格者ということではなくて、有資格者がいれば、あとは無資格者でも従事できるというのが無認可保育施設になっております。そういったところから、町といたしましても、やはり従事される方のスキルを上げて安全な保育を実施するためにも、町で実施しております保育士研修に参加していただいて、保育の質を上げるという、そういったところでの支援なんかもさせていただいておりますので、引き続きそういった支援は続けさせていただきたいと考えております。

また、国といたしましても、今回の無償化、利府町の場合につきましては、無認可施設で国の懸念している届け出もない、指導監査も受けていないといった施設は町内にはないんですが、やはり無認可施設を認可施設に格上げするというのも国の施策の中で実施しております。施設の中から、そういった希望がある場合は、国で実施しております補助金などを有効に活用する、そういった相談にも対応していければと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） ぜひ、今回の無償化をきっかけとして、認可外保育所の質の向上、底上げというのもしっかり考えていってほしいと思います。

次に、（2）の給食費の実費徴収についてお聞きします。

今回の無償化で一番恩恵を受けるのは、もともと高かった保育料の負担がなくなるわけですから、共働きの家庭とは高所得の家庭です。一方で、共働きでも所得が低い、低所得だった場合はもともと保育料というのは低く設定されているので、無償化になってもさほど恩恵は感じないのかなと思います。今まで、この保育費用は、公費負担額とあと保護者負担額で構成されてきました。つまり、保護者は3歳未満児の主食費、あと副食費及び3歳以上の子供の副食費を保育料として負担していたんですね。この負担の支払い能力は階層区分に応じて費用を負担する応能負担だったということです。給食費が実費徴収化されると、この応能負担を支払い能力にかかわらず一律にするものですから、応益負担に転換することになるんじゃないでしょうか。本来、無償化の対象とすべきこの保育料の食費、これを実費負担、応益負担に変えるということは、極めてこれは重大な問題だと私は感じているんですが、町としてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

食材料費につきましては、今回の無償化にあわせて、議員の御説明にもございましたように、運営費とあと保護者の一部保育料でいただいていた部分が実費負担になったということでございます。国の無償化の検討会というものがございまして、保護者から実費徴収している経費につきましては、基本的に無償化の対象外にするということが今回の無償化の一つの大きなポイントになっております。それを受けて、今回主食費、副食費ともに保護者からの実費徴収とされたところでございます。ただ、やはり所得段階に応じた負担軽減というのを検討されておりまして、今年年収360万円以下の世帯の方に属する子供さんにつきましては、全てこの副

食材料費につきましては免除されるということで、軽減されることが決定しております。さらに、幼稚園・保育所に通っているお子さんで第3子につきましては、同じく副食材料費が軽減されるということで、負担軽減が図られることになっておりますので、そういった意味では保護者の所得能力に応じた負担軽減が実施されるものと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） これまで、保育所では、給食の食材費が保育料にこれは含まれていたんですね。幼稚園と足並みをそろえるというような理由からでしょうかね。これ、別途請求される形になりました。利用者は約4,500円から7,500円支払うような予定になっているという話を聞いております。そのため、この低所得の家庭の中には、やっぱり無償化になっても負担がほとんど減らないといえますか、負担額がほとんど変わらない世帯というのが出てくるんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

副食材料費につきましては、360万円以下の世帯の方については、実質的には徴収額はございません。ゼロという形になります。その上で、360万円以上の世帯の方で、これまでどのくらい保育所を納めていたかということで私のほうで確認しましたところ、最も低い方で月額9,000円が納めていた方になるかなと考えております。今現在の国のほうで副食材料費として示されているのが4,500円程度ということで示されているところですので、そこからしますと9,000円保育料を納めていた方が、保育料は軽減されますが副食材料費として4,500円程度、半額分は負担をしていただくことになるんじゃないかなということで現在考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 給食費というのは保育料に含まれてきて、所得に応じて保育者が負担してきたという話は先ほどしましたが、やっぱり食育という言葉があるように、給食は保育を構成する重要な要素だと位置づけられてきたんですね、今まで。ちょっとそこで町長にお聞きしたいんですけれども、町長は学校給食の無償化というのを掲げております。まだどのように実施するのか決まっていない状態ではあるんですけれども、今後はこの幼稚園とか保育園の給食をやっぱり無償化するような取り組みというのにも必要になってきているのではないかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。御質問ありがとうございます。

幼稚園・保育園の副食の材料費ということの実費徴収に伴うこと、これは教育無償化ということで、国の子育て支援の拡充策としていろいろな策が出ているわけですが、こうした実費で負担しなければいけないことがだんだんだんだん明らかになってきて、これは全国市長会でもそんなの聞いていないよということで、国といろいろと議論をしていると、やり合っているということも新聞で報道されているとおりでございますが、先ほど課長からもお答えをさせていただいたように、まだまだ見えないところがたくさんあります。恐らくもう10月のぎりぎりになって制度がぼんと、しかもあやふやな曖昧な制度がぼんと出されてくるのではないかな感じております。そういったことにならないように、情報は早くとっておかなければいけないんですけれども、研究調査ということをもう少しというか、もっと時間をかけてやっつけなければ、何とも答えようがないことであるけれども、安田議員がおっしゃるように、食育というのは非常に重要であるということは認識をしているところでございますが、まだまだ見えていない制度の中で、私たちがこれをやりますと、これこれ持ってきますという無責任なことは保護者の皆様に伝えることはできませんので、もう少し明らかになってからはっきりした答弁ができるのではないかなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。保育所の場合、主食費というのは今まで実費負担でしたが、副食費、おかず代ですね、これは保育経費に含まれていて、実費負担というのはありませんでした。そして、この利府町では、もう主食費への補助ということで、利府産米導入事業というのを実施していますね。この事業というのは何のための事業なのかということと、あつどのような経緯で開始された事業なのかということをちょっとお話ししていただけますか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

利府産米導入事業の経緯でございますけれども、学校の給食と同様に、子供たちに安全でおいしい給食の提供とあわせまして、3歳未満児は各保育園で完全給食になっていたところでございます。3歳以上児の子供たちにも温かくておいしい、また地産地消の食育の事業の一環としまして、利府産米のお米を導入した給食を提供するというを目的に、主食の補助事業を実施していたところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 利府産米導入事業を、地元でとれたお米を食べてもらう、食育の意味でも、あと保護者の負担軽減という意味でも、そしてこの子育て支援の町、利府町としても、これはとても素晴らしい取り組みだと思っております。3月の予算質疑で鈴木晴子議員が、この幼児教育無償化の際はこの利府産米導入事業をどうするのかという質問をしております。答弁では、これまで負担していた方々の負担がふえないように軽減措置も現在検討されている、町としても検討していきたいと答えております。

そこで質問しますが、この幼児教育無償化の際はこの利府産米導入事業ってどうなるんでしょうか。検討した結果、どうなったのか、お話しください。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

利府産米の導入事業につきましては、現在も県の補助事業を受けて実施をしているところでございます。主食費につきましては無償化以前から保護者の実費負担とされていたところでございまして、この補助事業の実施前は、保護者が通園するときに御飯のお弁当を持参してきたというような状況でございました。無償化によりまして、前回もお答えいたしておりますとおり、負担がふえることがないように、今後も事業の継続性につきまして、現在受けている補助事業などを有効に活用しながら、継続できるような方向を検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） そうですね、県のほうから2分の1の補助、これ出ているんですね。その幼児教育無償化で、この県のほうの補助ってどうなるかわからないんですけども、例えば、この県の補助がなくなっても、私は今までどおり利府産米導入事業というのは素晴らしい事業で継続していくべきだと思うんですよ。それと同時に、やっぱり今度は保育所の給食費、その副食費ですね、これもやっぱり無償化をしていく方向で考えていくべきだと思うんですけども、どうですか、町長。この利府産米事業とこの無償化、同時に考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。

御質問の趣旨はよくわかります。私も公約で、小学校の給食費の無償化というのを掲げさせていただきました。なかなか制度設計がまだできていないというのは、本当に皆さんに御心配

をおかけしているところでございますが、さきにも答弁をさせていただいたように、まだまだ本当に国が出してくる制度が見えない、また安田議員おっしゃっていたように、間に県が入りますから、国の制度を受けて県がどういう制度を出してくるのかということもまだまだ見えない中でございます。私が小学校の給食無償化もまだ導入をされていない中で、幼稚園または保育所のもやりますということは甚だ言うのは簡単でございますが、いざ実施ということになると、これは公約違反じゃないのと言われかねないこともございます。そうしたことももろもろを踏まえて、先ほど研究はもっと必要だと、時間もかけなければいけないというお話もしておりましたので、そういったことももろもろ研究をしながら、また町民の皆様がどのように考えているのかということも直接対話、またはアンケートでもいいと思います、いろいろな角度から皆様の意見を聞きながら、制度というものを設計していきたいと思っています。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） では、ちょっと違う事業についても質問いたします。すこやか子育て支援事業というのがあります。今年度1,950万円計上されていますが、今年度どのくらいこの対象者がいて、幼児教育無償化の対象になる子供というのは何人ぐらいいるのか、お話しください。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

今年度のすこやか子育て支援事業の該当者でございますが、就学前の2年間ということで4・5歳児になります。幼稚園と保育施設合わせまして113名という人数になっております。無償化が3歳以上の幼稚園・保育所に通っているお子さんですので、この113名全員が今回の無償化の対象になるというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） そうですね。このすこやか子育て支援事業というのは、第3種の保育園やあとは幼稚園、その費用を減免または助成する制度であります。これも3月、鈴木晴子議員が予算質疑のところで、幼児教育無償化になったらこのすこやか子育て事業はどうなるのかと、これは問題提起をしております。そのときの答弁では、町としてはこの事業の実施は必要がなくなると考えているというような答弁だったんですね。私はそれを聞いてちょっと疑問を感じたんですが、この事業は子育て支援ということで、子育てする世帯を応援する利府町独自のすばらしい制度だと思います。この事業がなくなってしまうと、今までかからなかった第3子の給食代が徴収されてしまうようなことになると思うんですね。減免制度はあるんですけれ

ども、負担はかかるわけですね。ですから、これはやっぱり引き続き実施する必要があるんじゃないでしょうか。やっぱり、すこやか子育て支援事業というのは、まだその役目を終えていないと私は思うんですけども、町長、いかがでしょう。このすこやか子育て支援事業の継続について、いかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。

このすこやか事業ですが、この幼児教育無償化の議論が始まったときに、各自治体で言われたことがあります。それは安田議員も御案内のとおり、それまで各自治体が取り組んでいた独自性、まさしく私どもでいうとすこやか子育て事業ですが、そういったものの独自性がなくなってしまうということが懸念されたわけです、また議論されてきました。では、それを上回る、またはそれに並行する、または同様な支援というものを、せつかく国が子ども・子育て支援に乗り出してきてくれたことですから、また拡幅するチャンスもできてきたわけであります。そういったことをありとあらゆることを私たちは考え、または制度というものがどういうふうに出てくるのかというのが、何度も申し上げますが、まだまだ見えてこないということが悩みの一つでございます。実際、こういう制度なんだろうなというだろう判断でやってみて、いざ出てみるとふたをあけてびっくりということになりかねない、私は今国の状況だと思っております。もっと時間をかけてと先ほどから申し上げさせていただいているように、もっと時間をかけて制度の概要というか、かっちりしたものができてからでも、私は町独自の支援策、または新たにどういうものができるのか、または踏襲した形でするのがよいのかということを考えられると思っておりますので、事は早急、または短兵急に決めることではないと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） このすこやか子育て支援事業というのは、やっぱり利府に住んで子供をたくさん産み育ててくださいという事業で、多くの方がこれを利用できるようにというか、対象になるように、この対象の兄弟の年齢を未就学児や小学生に限定しないで、18歳未満と幅広くしているんだと思うんですね。これ、3人以上子供がいる保護者からは大変喜ばれておりますし、私はこれ、利府町の子育て支援の大きな柱だと感じているんですよ。このとても素晴らしい事業、やっぱりこれは継続していくという考えじゃないとまず始まらないんじゃないのかなと思うんですけども、町長、それに対していかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の質問にお答えします。

まだ継続とも、これを廃絶するとも、何とも私は明言はしません。何度もお答えしますが、まだまだ制度がどういうものが出てくるのかまだ見えない中で、むしろこういうことをやりますと、または継続しますとか、廃絶しますと言ってしまうことがかえって保護者の皆様に混乱を来してしまうということのほうが私は心配だと思っておりますので、もっと時間をかけて推移を見ていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） もう一回聞きますけれども、何回も同じ答弁が返ってくるのかなと感じながらもちょっと聞くんですけれども、熊谷町長は前鈴木町長の政策を引き継ぐ、よい政策はもう引き継いでいくというような政治姿勢だと思います。この利府産米導入事業も、このすこやか子育て事業というの、利府町の子育て支援のやっぱり重要な要素だと私は思っているんですよ。この事業を継続しないでやめると、やっぱり子育て支援の町だって、利府が余り言えなくなってくるんじゃないのかなと思うんですよ。医療費も大体ほかの自治体も18歳まで拡大していますし、ですから、熊谷町長がいろいろな政策とか事業を行いたいという気持ちも理解しますが、やっぱりこういった子育て支援というものは今までどおり、どういう状態かわからないから今意思表示はできないということはわかりますけれども、こういった子育て支援のものは継続して行って、それ以上にもう拡充していくという考えが必要ではないかなと思うんですが、今のところ感じている意見でも構いませんので、お願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。御質問ありがとうございます。

前段は安田議員と私もしっかりと共有していると思います。制度のよさも共有していると思いますし、前町長の子ども・子育て支援をさらに発展させるということは私の公約の一つでございます。なので、私はまだやめるとも、まだ継続しますとも言わないというのは、無責任に事の成否を判断したくないということでございます。まずは制度がこういったものが出てくるのかということ、そして私たちはその制度に合わせて自治体が最大限できることは何なのかということ、それは発展も含めて、発展をもちろん前向きに考えてと、私の公約のこともありますので、そういったことも踏まえてもっと時間が必要ですよというお話をしているということです。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。今のところ何とも言えない状態なんだということは理解しました。この2つの今先ほど話した事業、9月のこの定例会でやめるなんていうことが出てこないように、私はそういうことがないようにしっかり検討していただきたいと思います。

次に、これは給食費の実費徴収についてちょっと聞きますけれども、保育所の給食費を実費徴収するとなると、保育所の定員人数にもよると思うんですけれども、やっぱり年間数百万円の給食費の徴収業務というのが保護者から集めなければならないことになると思うんですよ。延長保育料などで、今までも保育所というのはその延長保育料を徴収することに対してもやっぱりトラブルが発生したり、非常に大変だという話を聞いています。その中で今度給食費用も保護者から保育所とか幼稚園が徴収するとなると、保育所の事務業務というのが本当に困難になって、深刻な状況に陥るのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

実費徴収につきましては、議員御指摘のとおり、多額の現金を扱うことになりますので、やっぱり施設側が懸念していることというのも我々としても想定できるかなと考えております。ただ、今回、国の無償化が始まるという段階におきまして、実費徴収という話が出た段階から、各施設長の集まる会議の際にも、実費徴収ということで今現在国で考えておりますということをお話する機会あるごとに説明をさせていただいております。また、今の御質問ですと、施設側で実費徴収している分についてもトラブルがあったのではないかというお話なんですけど、それにつきましては、その時点で一つ一つのトラブルに丁寧に対応して、そういったものを解決しながら実費徴収をしていただいた経緯がございますので、今回の無償化に当たる実費徴収につきましても、これまでの実費徴収同様に、施設側での徴収ということに我々も施設側と協力しながら、保護者に説明をしながら実施をしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 保育所の事務業務ですが、今でも忙しいという話を聞いております。そこに、給食費の徴収、そしてこれに滞納とか発生していれば、その回収業務というのが加わってきますよね。滞納件数と金額でそれを考えると、今まで苦戦していた延長保育の徴収業務の、これは比ではなくなるのではないかなと思うんですよ。保育園は、これを事務体制が整わない

まま10月に無償化されますので、やっていかなければならないんですよ。これは保育の質を確保するためにも、町としてやっぱり考えていかなければならないことだと思うんですけども、何か考えている案があれば教えていただけますか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

実費徴収に伴う滞納分の想定も当然考えられる一つではないかなと考えております。ただ、これまでも保育料の滞納があった際につきましては、保育所の御協力をいただいて町としても保育料の徴収を進めてきたという経緯がございます。やはり、滞納に当たっても、保育所の協力がなければなかなか滞納分の回収には至っていないという状況でございました。そういった点からも、副食材料費の滞納が発生した場合につきましては、町のほうでそれぞれの保育施設への入所を決定しているという立場から、保育施設に対する協力をしながら、回収というものを一緒に進めていきたいと考えております。

また、保育料と同様に、児童手当からの差し引きというものも法的に認められる方向で進められているというふう聞いております。そういった滞納に対する対応方法も町のほうとしても施設側と一緒に回収できるような方策というのを検討して、できるだけ施設側の負担軽減とあわせて、これから実費徴収になるんだということを保護者のほうにも丁寧に説明をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。給食費を町がかかわって徴収するということはできないと思いますので、やっぱり幼稚園とか保育所の意見を聞きながら、しっかり対処していただきたいと思います。

次に、（3）の待機児童についてお聞きします。

本町で、この無償化で待機児童がふえるという話は予測している話は答弁書をいただいているんですけども、具体的にどのくらい的人数が出てくるかというのは試算しているんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

今回の無償化のスタートの開始前に、第2期の子ども・子育て支援計画の策定に向けてということでアンケート調査を実施しております。その際、無償化に当たりまして、利用する保育

施設の変更はありますかというアンケート調査をとらせていただいているんですが、そのうちの1割程度が無償化に当たって施設を利用したいというアンケートをいただいているところがございます。ただ、現在も4・5歳児につきましては、もう既に幼稚園・保育所に所属しているという状況になっております。3歳児につきましても、約9割がことしの4月の時点で保育所・幼稚園、どこかの施設に所属しているという状況が確認できておりますので、間違いなく3歳児の入所はふえるかなとは考えているんですが、今現在で在宅ということで確認しておりますのが、3歳児ですと40名弱になっております。こういった子供さんがこれから3歳児が無償化になるということで、保育所であったり幼稚園の入所希望、そういったものがふえてくるのではないかなと考えているところがございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今、在宅の子供が40人ぐらいいるということなんですけれども、やっぱり今まで保育料ってかかるから預けていなかった人が、やっぱり無償化によって預けるというふうな気持ちになってくる可能性って結構あると思うんですよね。そうなってくると、やっぱり今まで待機児童ゼロを目指してきた町としても、この待機児童ゼロが一層遠のいてしまうんじゃないかなと感じるんですよ。前もってこういった数字的なものが予測できるのであれば、何かこの対策を今から立てておいてもいいんじゃないのかなと思うんですが、その辺の対策について、ちょっと具体的に教えていただけますか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

待機児童の対策につきましても、これまでも3歳未満児の待機児童が多いということで、保育施設の整備であったり、各施設の定員の見直し、あるいは弾力運用によってこれまで対応してきたところがございます。また、4月から、町内の2施設、幼稚園が施設型に移行しているところがございます。各施設にお伺いしましたところ、やはりことしは3歳児の幼稚園の入所がふえているということで、1クラスふやしましたという幼稚園も伺っております。町といたしましても、今後3歳児の入所というものはふえてくるのではないかなと考えているところがございますが、幼稚園等も待機児童の受け入れ施設に我々としては十分なり得る施設だというふうに考えておりますので、既存の施設の有効活用と、あるいは幼稚園での預かり保育の拡充、そういったものも今後各施設等と協議をしながら、受け入れ枠の拡大というものを進めていければと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今、2施設の幼稚園の話が出たんですけれども、幼稚園が待機児童の受け皿になるというような話だったと思うんですが、幼稚園というのは基本的に土曜日は休みですし、あとは夏休みなどの長期の休みってありますよね。やっぱり保護者は仕事をするために子供を預けるわけですから、土曜日とか、あと夏休み、冬休み、そういったものを関係なく子供を預けられる施設じゃなければだめなんじゃないかなと思うんですよ。待機児童ですね、幼稚園というのは待機児童の受け皿に逆にならないんじゃないのかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 答えいたします。

幼稚園ですけれども、町内の幼稚園につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、保育所と同じ預かりをしているわけではないんですが、長期休暇中、夏休みとか春休み、冬休みにつきましても、お盆の時期、年末年始を除いてお預かりをしているというのはこちらで確認しております。保護者の就労の仕方によっては、十分幼稚園も待機児童の解消となり得る施設だというふうに我々は考えておりますし、実際に、保育所に入所していたお子さんが3歳になると幼稚園に入って預かり保育を利用しているというお子さんもいらっしゃいます。保護者のニーズとやっぱり希望に合った利用の仕方というのがされているのが現実ではないかなと考えておりますので、十分そういった施設にはなり得るものだと認識しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 幼稚園の一時預かり、そういったものを充実させていくのかなという感じは思いました。現在、予測の範囲なんで、いろんな状況が考えられますから、今から待機児童対策というは検討していてももらいたいと思います。

（4）の保育士の担い手不足について質問します。

全国では、保育士の確保が難しくなってきていると聞いています。隣の仙台市でも保育士の確保、難しいというのを聞いております。この無償化によって、保育需要の掘り起こしで、保育士の確保、これがさらに困難になってくるのではないのでしょうか。町として何か対策があるであれば、それをお話してください。

そして、保育士の資格を持っていても、保育士として働いている人がいない、潜在的な保育士、これを掘り起こす必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

保育士の確保についてでございますが、現在、町内の保育施設につきましては、保育士が確保できているという状況は確認しております。ただ、やはり全国的な保育士不足という状況は続いておりまして、現在の求人倍率も4倍を超えているという状況になっております。これらに関しましては、町単独の事業ということなのですが、国あるいは県でやっております保育士プランに基づく潜在保育士を活用するための補助金であったり、保育士の質の向上を図る、復職の機会をつくるための研修の実施であったりということで、国・県がそういった事業を実施しているところですので、町としましてもそういった事業を有効に活用しながら、保育士の確保ができればというふうに考えているところでございます。

また、潜在保育士を掘り起こすということでございますが、やはり保育士の資格を持っていながら、お仕事できていない方の中には、自分自身が子育てをしているという方もいらっしゃるようです。宮城県といたしましても、やはり待機児童の対策の一環として、保育士の就労のための機会の確保ということで、そういった方々を優先的にお子さんを保育所で預かるような仕組みづくりを宮城県内で一緒にやっていきたいと思いますということも今話し合いが持たれておりますので、そういった事業なども活用できれば、保育士の掘り起こしもできるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。

では、次の公立保育所の質問に移ります。

公立保育園には、国や都道府県の負担がなく、町が10割負担しなければなりません。全国的な話ですが、この無償化で市町村の負担をふやせば、民営化が加速して自治体が保育に責任を持つ公的保育制度が後退するのではないのかなと言われております。本町には、菅谷台保育所があります。まず、この本町における公立保育園の役割、先ほど町長の答弁でありましたけれども、これをどのように考えているのか、ちょっと詳しくお聞かせ願えますか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でも、町内の保育所をリードする役割ということと、あとは他の保育施設では提供できないサービスを利用するというお話させていただいたかと思っております。

保育士研修会であったり、主任保育士の学びの機会というものを、町の公立保育所が主体的に担って、町内の全ての保育所にお声がけをして、勉強をする機会を設けていたり、あるいはサービスの提供といたしましては、ことしの4月からやはり民間で一時預かりが実施できない状況に陥りましたので、やはりそういったサービスを継続するために、菅谷台保育所のほうで定員の見直し等を含めまして一時預かりの事業を実施したところです。やはり、それは民間でできないサービスを実施する役割を担う公立保育所としての責任という立場から実施をさせていただいているところでございます。

さらに、やはり今は核家族化が進んでいる状況の中で、子育てに関する支援というのも保育所の中で非常に求められている状況がありますので、そういったところも保育所の中でリーダー的役割を果たしながら実施をしているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 非常に重要な役割を果たしているということは理解できました。

では、町長、これからもこのずっと公立保育園、菅谷台保育所というのは守っていくんだという、そういう考えでこれはよろしいですね。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。

安田議員の御質問の趣旨というのは、私が公立保育所を廃止するんじゃないかという、その懸念ではないですよ。今、菅井課長も答弁させていただいたとおり、公立保育所には公立保育所の役割がしっかりあると私も認識しておりますので、しっかりと継続していきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 最後に、今回の幼児教育・保育の無償化ですが、やっぱり町としてこの無償化を契機に、保育の質の向上とあとは待機児童対策、あとそして保護者の負担軽減というのをやっぱり進めるように考えていってもらいたいと思います。

では、次、2番の質問に移ります。

この障害者福祉タクシー利用助成は、月の使用料最大で2,400円になっています。1回600円で月4回で2,400円になっているんだと思うんですけども、1週間に1回タクシー券を利用できる計算になっています。この根拠といいますか、どうしてこの金額になったのか、まずそれをお話してください。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

本町での障害福祉タクシー利用料の助成事業につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、重度の障害のある方の社会参加を目的としまして、平成2年度より実施している事業でございます。平成7年には利用回数の拡大ということで、月2回から月4回にふやしております。平成10年、13年には利用者の拡大、それから、具体的には平成10年には身体2級の対象者まで拡大したことと、13年には精神1級・2級の対象者に拡大を図りながら、障害者の皆様が利用しやすいように見直しを行っているところでございます。その中で、料金についての根拠でございますけれども、生活圏域を同じくします塩竈、多賀城、松島、七ヶ浜の2市3町の障害者の方に大きな差が生じないように、2市3町と協議しながら、月1回から2回の通院とか外出のほうに往復分のタクシーの初乗り料金をお出しできるような基準を設定しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。2市3町で足並みをまずそろえたというような話だったと思います。1カ月一応2,500円となっているんですけども、これはそれ以上使ったりしたら何か注意とかされるんでしょうか。あとは、この利用状況ってどうなっているんですか。タクシー券を配付された障害者の方は、このタクシー券全て使い切って、1年間で全部使い切っている状態なんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

お一人お一人の障害者の方で利用状況には差があるところでございますけれども、月2,400円以上タクシー利用券を利用した場合ですけれども、障害者の方の身体状況で、今月は少し多く利用してしまったという方もいらっしゃるわけではございませんが、特にペナルティーを科すということはしておりませんが、多くの方々が事業の趣旨を御理解いただいて利用されていらっしゃるというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 使い切っていないということですよ、多分。やみくもに使ってなくて、節度を持って使っているということだと思います。

今回、ペースメーカーを埋め込んで3年が経過しているので、この障害者認定の見直しで1

級から3級に認定になってしまった人からちょっと意見を聞きました。その方は、ペースメーカーを入れても目まいや動悸があって、健康状態は悪い状態だということをお話しておりました。この方は、毎週、通院とかはしないんですけれども、やっぱり月1回から2回は病院のためのタクシーを利用すると。3級の障害者認定という、タクシー券が1割安くなるんですね。それだけだとやっぱり通院費の負担というのは重いんだという話をしておりました。この方の場合、やっぱり通院のために月1回はタクシーを利用するんですね。そういう方にとっては、今まで1級でずっと使えていたのが3級になったから、3級になってもそして健康状態は悪いという方なんです。そのタクシー券の配付というのは必要な支援ではないのかなと感じるんです。特に、その方だけじゃなくて、ひとり暮らしの障害者の方、あとは自動車で送ってくれる人が近くにいない障害者の方に対しては、このタクシーの利用券というのはやっぱり配付していくべきじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほども御質問にお答えしておりますけれども、本町での障害者福祉タクシー利用料の助成事業につきましては、重度の障害のある方が社会参加を目的に実施しているところでございます。障害のある方がそれぞれの年齢とか、身体状況、家族状況などを勘案しますと、お一人お一人の状況がさまざまになりまして、対象外となられた方への説明も一貫性がとれなくなるということで、難しいものになってくるのではないかと考えております。こういうことを考えますと、国や県の一律の基準である障害手帳の等級を基準にすることで公平性を保つことができるというふうに今現在考えております。

今後につきましては、近隣の市町村の状況も確認しつつ、調査研究をしてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） これは、今までやっぱり心臓ペースメーカーとか、あと人工関節を入れた方というのは、ずっと障害者認定1級ということでタクシー券が使えたんですね。平成26年にその制度が変わってしまって、見直しがあって、必然的というか1級から3級に見直されると。そうすると、タクシー券がなくなってしまうと。認定が変わったからといって、認定が変わってしまったからこのタクシー券を取り上げていいのかなという話だと私は思うんです。やっぱり町の担当の職員も、その認定を変えたときに、タクシー券持ってきていますか、きょ

うという話をすると思うんですよ。持ってこなければ返してくださいというような、こっちに来たときに返してくださいと、すごく言いにくいと思うんですよ、本当に。やりづらいと思うんですよ。やっぱり、月2,400円ですか、全部渡す必要はないと思うんですけども、やっぱりその人に合った、月1回病院に行くんであれば往復1,200円とか、そういった支援というのをやっぱり必要としているんじゃないのかなと思うんですけども、その辺どういうふうにお考えなのか。これはちょっと政策的なので、町長のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

取り上げるということでは私はないと思うんですけども、そういった認識もちょっと共有できるところとできないところがあるのかなと思いつつ、ただ、私どもは、1級・2級の重度の皆さんには対応して、また順次拡幅しているということは今答弁させていただいたんですけども、やっぱり公平性ということを考えると、今安田議員のおっしゃっていた話を聞くと、やっぱりタクシー協会さんとか、そういう民間の皆様の努力というのは、または民間の皆様との連携や協議というところに余白があるのではないかなと思って話を聞かせていただいております。私どもができることはしっかりとやっているという認識で安田議員の課題を考えると、そちらのほうなのかなと思って今お話を聞かせていただいております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） すぐにね、やっぱり障害者認定ってすごく大きいものが一つあるんで、これをどうのこうのしろというわけではないんですけども、すぐに答えを出すのは難しいと思います。やっぱり障害者に寄り添う心と、その人の置かれている状況というのを考えて、これからちょっと検討していただきたいと思います。

次に、補助犬についてちょっとお伺いします。本町にいる補助犬というのは、これはどのくらいいるんでしょうかね。変わっていないのであれば、その辺お話しください。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

町内には、盲導犬が2頭おります。これは31年の3月31日現在になりますけれども、県内のほうには盲導犬が24頭、介助犬が仙台市に1頭、聴導犬については県内にはいらっしゃらないです。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 本町には2頭、ハッピーちゃんとニアちゃんでしたね。きのうはハッピーちゃんも傍聴に来てくれていたということだと思います。宮城県でも24頭で決して多くないんでね、町内でやっぱり目にする機会って、これは本当に少ないんじゃないかなと私は感じております。本町は、いろいろ広報紙とかで周知しているというのは私、理解しているんですけども、この身体障害者補助犬法、これができて15年たっているんですけども、障害者の社会参加が進められてきた一方で、やっぱり病院とか、あとは飲食店で同伴拒否の例というのがなくなっていないんですよ。逆にふえてきているんですよ。町内の人に聞いても、町で盲導犬を見ても、どういった対応をしていいかわからないという人は多分多いと思うんですよ。町では、広報紙でもいろいろ周知していますし、あと商工会と連携してシールとか張っているのはすごく理解できるんです。あと、遠藤紀子議員も、これ平成30年の12月一般質問して問題を指摘しているんで、すごく利府町内は盲導犬に対してすごく理解があるのかなと思うんですけども、町の声とか反響というのはあったんですか、その盲導犬に対しての、周知して。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

昨年度、身体障害者補助犬につきまして、商工会に御協力をいただきまして、商工会の会員の皆様向けに補助犬のマークとそれからパンフレットを配付しまして周知を図っております。その中で、住民ではございませんけれども、商工会の会員さんのほうで、半数以上の店舗等で身体障害者の補助犬法は認識していただいているところがございます。身体障害者補助犬ユーザーの方が来店されたときには、通常の買い物やサービスを提供するという回答をいただいているところです。また、補助犬の受け入れなど、理解が進むことを望んでいるとの要望もいただいておりますので、今後も店舗や企業のみならず、町民の方々の理解を深めるためにも、補助犬の周知をしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 県の補助犬の担当者にちょっと聞いたら、やっぱり利府町はその補助犬に対して周知とかそういったものを工夫しているし、力を入れているところなんだよという話は、それは私確認しております。

ある調査によると、この身体障害者補助犬法というのを、法律の名前も内容も知らないという人は、2004年はおおよそ55%だったんですが、この2018年には70%以上で、どんどん知らな

い人がふえてきているんですね。法律ができた当時というのは、国も積極的にこの啓発活動を行ってきて、マスコミも頻繁にこれを取り上げてきたんですが、やっぱり年々徐々に下火になってきてしまったというのが大きな要因だと思っております。

こういった状況を変えるために、厚生労働省、ことしちょっとこれをお見せしますが、補助犬のリーフレットというんですかね、新しくしたんですね、こういったものを。本町の福祉センターにもあるのはわかっているんですけども、新しくこれ何かことしつくったみたいなんです。やっぱりこういったものを活用して、連携団体ともう一度協力して、補助犬の周知、理解を深める取り組みというのが必要になってきているのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

議員さんからの御質問をいただいてから、県庁のほうに問い合わせをしたところ、今週の木曜日、あした県のほうから、今議員さんがお持ちの新しいリーフレットが町のほうに届くということをお聞いておりますので、今後はそのリーフレットやあと広報紙等を使いながら周知徹底してまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） これからも、町民の方々に補助犬の理解が広がるように頑張ってくださいと思います。

では、最後の質問をしたいと思います。耐震化工事ですね。

答弁書をちょっと見せてもらいました。町長から最初の答弁で今の実績など聞いているんですけども、耐震診断士による調査数とか、もうちょっと詳しく実績を教えてくださいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 安田議員の質問にお答えします。

せっかくの機会でございますので、ちょっと耐震診断のPRというふうな形で、まず該当が昭和56年6月以前に建築された建物ということで、利府町におきましては、宮城県の建築士協会とタイアップして専門の建築士による診断というふうな形で、一番重要なのが、耐震基準というか判断で、1.0以上は倒壊しにくいという感じで、0.7から1未満については危険性があるということと、0.7未満については危険性が高いというふうな区分でなっております。それで、

耐震診断をしていただくと、一般的に200平米、一般住宅に該当すると思うんですが、約個人負担が8,300円で、国・町・県の補助14万円を合わせまして14万8,300円で、これは耐震診断プラス、例えば基準を満たしていなければ、こういう改修で安全ですよというふうなプランニングまで御提案いただける制度でございますので、ぜひとも利用していただければと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 耐震判断基準というのは理解いたしました。

では、この耐震工事の費用、この費用というのは客観的に見てどのくらいかかるんでしょうか。例えば、最低額はどのくらいだとか、あと最高額はどのくらいの見積もりが出ているみたいな話があれば、お話しください。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

先ほど御説明したような形で、耐震診断基準の1.0未満というか、0.7から1未満については、大体150万円から200万円という形なんですけど、例えばその建物によっては0.1とか0.2と出た場合は、最大で980万円というふうな1,000万円近い価格で、町のほうでこれまで26年から30年までの平均値でいくと、約300万円程度の耐震改修費という形です。ただこれは、あくまでも耐震改修の分だけでございまして、それに伴うリフォームなりそこら辺は含まれておりません。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 300万円、あと1,000万円ですか、かかる場合もあるということで、建物によってはその耐震工事、多額の費用がかかるんだなということは理解いたしました。

そこで、この（2）の代理受領制度の話なんですけれども、この住宅を持っている方が修繕費用を全額準備しなくても済むのがその代理受領制度なんです。業者に直接町が100万円なり払ってくれるんで。例えば、平均300万円という話をしたので、耐震改修に300万円かかるとしても、補助で100万円、直接工事業者に振り込まれるわけですから、建物の持ち主は300万円丸々用意しなくて、200万円で済むわけですよ。100万円というその差があるわけですよ。ということは、200万円あるけれども、300万円貯金できない方が、でも200万円はあるんだという方は、この耐震診断工事できるんじゃないかなと思うんですね、この代理受領制度があれば。そういった考えであれば、ぜひほかの先進自治体とかを見て検討することはできるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

やはり、その代理制度もあるんですけども、実際、実績としまして30年度は耐震改修ゼロでございます。その前もゼロという形で、やはりちょっと耐震改修工事に関しては、先ほどなぜ進まないかというふうな質問にも町長がお答えしたような形で、やはり56年を基準にしますと、推定40年以上は建物自体が経過しているということで、例えば、言われるとたしかに300万円はきついでけれども、200万円とかなんですが、例えば200万円かけても、その当時の建物とやっぱり今の冷暖房完備とか、気密性の高いとか、バリアフリーとかと考えると、ちょっと全然違ってきます。そうしてくると、やっぱり建てかえすべきなのか、耐震だけでいくのか、そしてせっかくお金をかけても、そのうちに誰かが継続して使用してくれるのかという、さまざまな条件が、年数がたてばたつほどそういうふうなことがあります。ただ、利府町としても先ほどお答えしたような形で、耐震改修費用かかることについて、速やかに事務手続をして遅滞なく補助金交付というふうな手続で当面は対応できると考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 耐震改修が進まないんで、この代理受領制度を導入したらどうかなという話なんです。これは金銭的なその負担の軽減だけじゃなくて、先進的にこれを導入しているところから聞いたんですけども、やっぱり精神的なメリットというのが一番大きいという話を聞いたんですよ。例えば、300万円丸々用意しなければならないのに、まず200万円で済むと、このボーダーラインが下がるわけじゃないですか。そういった金額だけじゃなくて、精神的なメリットというのが一番大きいと。ですから、これを導入したというところがあるんで、ぜひやっぱりこういったいいところというか、導入した経緯ですね、ちょっと調べて考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

担当課としましては、耐震関係、まずは耐震診断というふうな形で、6月号の広報紙等にも掲載しましたところ、今月に入りまして耐震診断2件、ブロック塀3件というふうな形で、住民の皆さんの素早い反応がございまして、まずやはりとにかく耐震診断をしてみないと、やっぱり所有者の方、何ぼかかるのかと、まずその不安がありまして、それに基づいて、例えば言

われるように300万円とか200万円ならやろうかという判断になりますので、できれば耐震診断をちょっとまずはとにかく手始めというか、第一歩として取り組んでいただくような形で、さらにPR等を進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。まず、耐震診断をPRして、耐震工事につなげるような施策を次に考えていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で、6番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

12番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔12番 伊勢英昭君 登壇〕

○12番（伊勢英昭君） こんにちは。

本日最後の質問になりました。21世紀クラブの伊勢英昭でございます。

今回は、大きく2点について質問しております。

何しろ、私が住む地域での多数の方の声が上がっておりますので、あえて町へのクレームとしてこの2点の選択をいたしております。先ほどから、何か3時までには終わらせろということで、迅速な質疑になりますよう当局の簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

では、質問事項と要旨を読み上げますので、よろしく申し上げます。

質問事項1、町内環境整備と空き地・空き家条例について。

平成26年3月定例会での神谷沢地区の労災リハビリセンター作業所と同年9月定例会での空き地・空き家についての私の一般質問から、既に5年経過しております。その両事案ともその後一向に進展の様子が見られませんが、このことについて町の見解を改めてお伺いいたします。

（1）労災リハビリセンター跡地の現状をどのように把握して、今後どのような方向で考えているのか。

①厚労省の外郭団体である（独立行政法人）労働者健康福祉機構の維持管理の依頼先についてお聞きいたします。

②本町のあき地雑草等の除去に関する条例の対象にはならないのか、お聞きいたします。

③同法人より町への譲渡や売買の打診があったのか。もしあった場合、町からどのような回答をするのか、お聞きいたします。

④町として今後の環境及び防災・防犯面での対策をお聞きいたします。

（2）各自治体でごみ屋敷問題が頻出しております。その対策として、各地で空き家・空き地条例が制定されておりますが、本町においても早急に制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きな2番、町道の道路整備について。

復興交付金事業も復興庁の令和3年3月までの廃止とともに、国の東日本大震災に対する補助も終わろうとしております。町内には、いまだ地盤沈下したまま凹凸の起伏が残る道路や、補修の繰り返しで段差が激しく雨水がたまる道路が各地に点在しております。

また、震災の影響ではございませんが、寒冷時に表面が凍ってスリップ事故の危険が伴う道路も見受けられることから、次の点でお伺いいたします。

（1）須賀・浜田地区の大規模な復興事業も完成に近づいている中で、復興関連で道路などまだやり直し箇所があるように思われます。本町の復興事業計画は終了するのでしょうか。

（2）寿命が長くて、道路の変形・摩耗・排水耐水に効果を発揮するポリマー改質アスファルトを町道の一部に採用したらどうでしょうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、町内環境整備と空き地・空き家条例について、2、町道の道路整備について、いずれも町長。

町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の町内環境整備と空き地・空き家条例についてお答え申し上げます。

まず、（1）の労災リハビリセンターの現状把握及び方向性についてでございますが、①から④までは関連がありますので、一括してお答えします。

当該跡地については、平成26年1月に労働者健康福祉機構から町に対し取得要望についての

意向確認がありましたが、売却金額が示されず一括購入という条件であったため、町といたしましては価格が示された段階で検討する旨を回答しておりました。

その後、平成29年11月には当該跡地の所管及び維持管理が厚生労働省へと移管され、昨年3月に同省から再度土地取得について意向確認がありましたが、前回と同条件であったことから、町といたしましては地価公示や近傍地の不動産評価額などを参考に取得価格を算出し検討を行っております。その結果、取得価格については10億円は下らないことが見込まれ、かつ明確な土地の活用方針及び計画が立っていない段階において、当該跡地を一括購入するのは難しいと判断し、昨年6月に取得を希望しない旨を回答しております。

現在、同省において購買手続が進められており、早ければ来年度中に競売、競り売により、民間等に売却される見通しであると伺っております。町としましては、公売の入札時期や入札方法等について事前に情報提供いただけるよう要望するとともに、地域住民の福祉向上につながるような土地開発を誘導していただくよう配慮を求めています。

また、当該跡地は利府町あき地雑草等の除去に関する条例に定義する空き地に該当するため、環境面、防災面の観点を踏まえ、地域の生活環境の保全が担保されるよう適切な維持管理についても要請しております。

なお、地元の神谷沢町内会に対しましても、当該跡地の現状等について同様の説明を行い、御理解をいただいているところであります。

次に、（2）の空き家・空き地条例の制定についてでございますが、空き地の管理につきましては、先ほど申し上げました利府町あき地雑草等の除去に関する条例で対応しているところです。また、ごみ屋敷や管理不十分な空き地・空き家等の管理につきましては、現在、県主催の勉強会への参加や、全国空き家対策推進協議会に加入し、他市町村の事例を収集している状況であります。

このごみ屋敷や空き家の対策につきましては、個人の財産に係るため、強制力を持った対応がとりにくいという問題がありますので、条例制定自治体の課題の解決方法等を参考にしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の町道の道路整備についてお答え申し上げます。

まず、（1）の復興事業についてでございますが、昨年度末に須賀・浜田地区とともにおおむね完了し、現在須賀漁港の湾口部に整備している水門整備事業及び浜田防潮堤の陸閘及び須賀水門の遠隔監視操作施設整備事業の2事業を実施しております。

また、復興事業関連の道路事業としては、平成28年12月に完成した浜田避難路整備工事に起因して、大型車が多く通行し舗装が破損したことによる町道赤沼浜田線の補修工事は完成しております。町内のその他の道路補修については、通常の道路維持補修で行う事業で対応することとしております。

また、本町の震災復興計画期間は目標年次を来年度末までとしており、事業期間の延長等は行わずに、一日も早い事業完了を目指してまいります。

次に、（2）の町道へのポリマー改質アスファルトの採用についてでございますが、議員御指摘のとおり、ポリマー改質アスファルト材はストレートアスファルト材と比較し、変形・摩耗・剥離抵抗性がすぐれており、多くの自治体で大型車の交通量が多く舗装の傷みが早期に進行する箇所に採用されております。

また、町道のアスファルト材の選定につきましては、舗装設計シーンに基づき、大型車の交通量が1日250台以上ある場合はポリマー改質アスファルトを使用することとなっており、本町では町道高島線、沢乙1号線、新砂押迎東浦線で既に採用しているところでございます。

今後も、舗装工事に当たっては、材料の性能等も考慮しながら、適切な道路の維持管理に努めてまいりたいと考えています。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） では、再質問に入ります。

まず、質問事項の1から、神谷沢のリハビリセンター跡地の現状について、私なりの把握、それから住民への聞き取り及び入ってきた情報なりを今ここで申し上げます。

この施設は、平成26年2月に住民に説明もなく、町には説明あったと思いますけれども、突然閉鎖すると同時にフェンスでかたく周りを囲ってしまい、その後5年間も中への立ち入りを拒絶したまま、今は放置状態にあります。現在は、3.3ヘクタールもある敷地内の建物や体育館もよくわからない状態にあり、フェンス越しにのぞいても雑草が生い茂ってよく見えず、全然草取り、草刈りなどの手が入っていない状況であります。

先日、5月初旬のことですが、センターに隣接するごみ集積所に私がごみを捨てに行ったときのこと、一住民の方が何かセンターの内側を見つめているので何かあったのかと聞いてみました。すると、タヌキがごみ袋をあさって口にくわえ、センターの中に持っていったということでありました。そのときはこの健康福祉機構のセンターがタヌキの健康福祉センターかと笑いましたが、いざよく考えてみますと、今よく報道でいうアニマルごみ屋敷になっているんで

はないかという疑いを持ったわけであります。そういえば、1年ほど前、近くの民家の物置でハクビシンが子猫をかみ殺したという案件もあり、にわかにはこのセンターに野生の動物が住みついているのではという疑念が湧いてきたところであります。

このような経過から再質問するわけでございますけれども、まず平成26年3月の当時の町長の答弁ではこのように答弁しております。「施設管理を含め、防災・防犯につきましては、労働者健康福祉機構に対して必要に応じて要望していきたいと考えております」と私の質問に対する答弁でございました。

それで、まず（1）の①の再質問です。先ほど、維持管理先をお聞きしましたが、町のほうでは維持管理状態の報告を受けるとか、内部の状況を把握しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 伊勢英昭議員の再質問にお答えします。

労災リハビリセンターの跡地の維持管理状況ですが、厚生労働省所管しています労働省から町への報告というのは一切来ていないところでございます。また、内部の状況の確認ということでしたが、町のほうでは内部がどのようになっているか把握はしていない状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 私は、何とか環境という車が鍵をあけて中に入っていったのをちょっと目撃したことがあるんですけども、多分その業者が管理しているんじゃないかとは思いますが、町のほうでは一切情報が来ていないということですね。受けていないなら、やっぱり施設が立地する地元自治体として何か言うことがあるかと思うんですけども、その点、町から厚労省ですか、そちらのほうに連絡するなり何かしていないんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） ただいまの御質問ですが、町のほうから連絡先への通報とか連絡しているのかということですが、現在町への接点、売却に対する対応、どのようにというようなことであつたりということでは接点ございませんので、売却物件に入っていることというのを前提に進めていることから、多少の維持管理はしていると思っておりますけれども、伊勢議員が現地で確認していることだと思っておりますけれども、改めて町には報告ありませんし、町から直接維持管理についてどうこうというのは問い合わせしたことはございません。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） まず、住民からして、やはり不気味に思っている住民が確かにいるとい

う、近隣の住民がちょっと声を出したわけですがけれども、今回の町内会の総会でも話が出ておるんですよ。何度かやっぱりそういうような意見が出ておりますので、やはり閉鎖されていて、国の公共建築物であるということで、町としてもやっぱり付近住民に説明する義務があるかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど議員の説明の中で、タヌキがごみを持ち去って中に入っていったというようなこともありましたので、また不気味がっている住民もいるということなので、そのことを素直に、担当部署わかりますので、厚生労働省に伝えるとともに、そういったことで町内会にも説明していただくようお願いをこれからしていきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） そのほかもよろしくお願いを申し上げます。

では、次に、②のほうの再質問に入りますけれども、本町での空き地の雑草については、条例がもちろんございます。所有者が雑草を刈るとするか、委託して刈ってもらうか選択することができますけれども、ただし遠隔地に居住する所有者が直接確認に来るとなると、それは無理であるし、まず来ないんじゃないかと思います。ましてや、国であれば入札か随意契約で業者を決めればそれで終わり、直接お金をかけて確認に来るということは考えられません。実際に看板が張ってあるわけですがけれども、町内会長含め私も連絡先が書いてありますので電話したところ、出てこないときもあり、この健康福祉機構は宮城の労災リハビリセンターの存在をまるで忘れたかのようなのであるんですね。それで、既に名前も健康福祉機構から健康安全機構という名前に変わっているんですよ。何でこんなに変わっているのか、ネット調べればわかりましたけれども、とにかく困っているのは住民です。とにかく町から何とかやっぱりやっていただきたいということで、答弁書で要請というふうに書いてありましたけれども、適切な維持管理を要請しているとありますけれども、先ほど接点がないというところで、何で要請できるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

要請とっているのは、質問の中では、空き地の雑草対策のことの質問だったと思います。要請というのは、先ごろ町内会総会で出たのかもしれませんが、町内会の文書が来まして、リ

ハビリセンターの雑草ということで、そのときに町のほうにも売却の話が来ていますので、厚生労働省のほうに、機構ではなくて厚生労働省のところのほうへ草刈りということでお話し申し上げたのが要請でございます。答えですが、要請をしての答えは、今年度6月、今月ですね、今月及び秋の2回に除草をするという回答でございました。また、リハビリセンター跡地につきましては、先ほど条例に該当しますよということでもありますので、今後巡回パトロールした折には、そのところもきちんと確認していきたいと考えてございます。

看板、かけても出てない、出てもたまにということもございます。労働者保険安全機構から厚生労働省に移管されていますので、そちらの看板についても再度お話をして、現在所管しているところへ連絡つくような番号を掲示してくださいということをあわせて要請したいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） では、次、③に移ります。

③の話ですけれども、先ほどの町長の答弁で、まず取得金額ですか、これはまず10億円は下らないという話でございました。それから、来年度中ごろに競り売りをするという話であります。これは、町も一応関連しますので、町が買えないとすれば、その間を取り持つ仲介とかあっせんとか、そういうことも町では考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） 伊勢議員の御質問にお答えします。

この案件につきましては、伊勢議員おっしゃるとおりで、国のほうから地元自治体、いわゆる宮城県や利府町にその土地の購入について希望があるかどうかということの問い合わせがあります。この件につきまして、町内部で協議いたしまして、今あの場所に何かをつくる計画というものもございませんし、今伊勢議員がお話したように、購入価格も推定ですけれども10億円は下らないということも含めまして、町では購入しないという結論に達したところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 今、町が仲介、あっせんの件についてはどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） 失礼しました。お答えします。

今の仲介の件につきましては、国が行う公売ですので、町が仲介してどこかの業者さんをあつせんするとか、そういったことは考えておりませんし、国がこれはそもそも行う事務ですので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） まだはっきりした金額というのは、今10億円を下らないという話ですけども、来年そのように入札公告出るんだとは思いますが、金額的なことはまだはっきりしないわけですか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） 議員御指摘のとおり、金額とかは一切発表されておりません。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 住民が一番気になるのは、何がそうなるとういところをそこを買うかということもありますし、一番は今現在の状況が心配なんですよね。4番に関連すると思えますけれども、過去5年間ずっとそのまま放置したままで、だから私の一般質問も5年前と変わらないんですよ、成長していないんですね。だから、町のほうも全然そのように動きがほとんどなかったということで、何か神谷沢が取り残されているような気がしてならないんですけども、このような状況であれば、今2度ほどの草刈りですか、除草をするということでありましたけれども、現状を見てもらえば、物すごい草が生えて中のほうがよく見えないんですね。その点、早く何とか、2度と言わず3度、4度というふうに刈っていただいて、その敷地内がはっきり見えるようにしていただきたいと思うわけですけども、そういうのをやっぱり国のほうに強硬に言ってほしいと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほども答弁したとおり、今後はパトロールの箇所にはリハビリセンターも見て回りますので、そのときに状況を確認して、議員おっしゃられるように、状況を見て電話をして要請していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） もう一つ、町では一切中に立ち入ることはできないんですね。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

今、現地はフェンスに忍び返しがあり有刺鉄線が上に張られた状態ですので、そこに門のところには鍵がかかっていますので、その鍵をあけないことには中に入れない状況であります。中での確認となると、まずその鍵をあけていただいて、恐らく中も鍵ないしセキュリティーが入っているのかなと思いますけれども、そういったもののございますので、今のところ国のほうから中を確認してくださいとか、そういったことがございませぬので、町のほうでは一切そこについては確認していないところのございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） では、中に入れるのはタヌキとハクビシンだけだということのございますね。ということは、もうちょっと来年までとにかく待ちますけれども、何とかやはり早く解決してもらいたいと思っております。

では、次、（2）について再質問いたします。

平成26年次の私の一般質問は、空き家バンクについて質問しております。今回はこれに関連した実際の事情を加味して、空き地や空き家、ごみ屋敷、空き家バンク等の各地域の問題を全体的に網羅した、とにかく整合性があり、体系的な条例を制定する必要があるというふうに私は考えております。

5年前も、町側の答弁では、定義がどうのという話で答弁いただいております。今は定義だということで、空き家に関しては何か定義を決めているということだったんですけれども、5年たってまだ定義の状態にいるか、それとも今、県からの勉強会ですか、研修会ですか、に参加したり、いろいろ他の自治体の事例を収集しているというふうにありますけれども、どの程度まで進んでいるか、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

ごみ屋敷及び空き家ということでのお話ですが、確かに先ほど町長が答弁の中で申し上げたとおり、前の定義というよりは、勉強会に参加していますので、伊勢議員もテレビの中では仙台市、昨年度でしたか、秋保地区でしたか、何か2カ所行政撤去ということでやったのを御存じかと思うんですけれども、やってもその費用というようなことの問題が発生するというものございまして、そういったことの事例とか、勉強会の中で出てきまして、どうしても所有権と

いうところの一線を超えられないところありますので、今はちょっともう少し時間はかかっているところですが、そういったもののいろんなところの情報収集なりして、早期にそういった条例というようなをつくっていきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 今は、条例づくりというふうに話がありましたけれども、5年前からもう既にこの議場では上がっているわけですね。しかも、これ国の統計ですけれども、2013年の統計です。今から6年前の統計ですけれども、日本全国の世帯数が5,200万世帯なんですね。それに対して住宅戸数が6,100万戸、つまり900万戸が当時から空き家状態なんです。それが今このように高齢化で、しかも先ほどもテレビでありましたけれども、宮城県でも生まれる子供が、宮城県内です、1万6,000人、それから死亡数が2万4,000人というふうに、人口がこのように毎年8,000人、ここ5年間減ってきているわけなんです。ということは、亡くなる方が多いということは、世帯数がやはりどんどん減っていくわけですね。それに反比例するように、家はどんどん建っているわけですよ。ということは、空き家がどんどんふえる状況であるんですね。もう既に5年前からもう言っているわけですから、我が町でもやはり早く着手しなければならなかったような気がするんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

確かに、宅地へどんどん建てまして、どんどん人が住んできてということで、ましてや核家族化とともに空き家がふえているということで、それは認識しているところですが、どこまでが実態なのかというのがなかなかわからないところですけども、空き家になってリフォーム業者が入って転売されていると、またそういった面、大部分あるのかなという認識ではありますけれども、確かに全国放送でもあるように、空き家になって、私先ほど紹介したように、隣接地や道路のほうへ崩壊する危険が出る建物になって取り壊しをせざるを得ないというような状況もほかの町ではあるようです。ただ、うちのほうはまだ不動産価値というものでリフォームになって売り買い、まだなされているということが多いとは思いますが、いずれ先ほど議員さんの紹介あったように、時代は先に行くことにより、空き家の対策というのは急務になってくるといっているのは認識していますので、まだまだ勉強することはたくさんありますけれども、一度制定して改正ということも考えながら、空き家対策というのを先進自治体にならいながら、早目に条例提出できるよう頑張っていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 我が町は、不動産価値がまだあるということでございますけれども、いつかはすぐ不動産価値というのはなくなってしまうんだよね。私たちもやっぱりいずれはなくなりますので、空き家になっていくのがほとんどだと思います。我が団地も同じように、団地自体も古いですし、方々にやはり空き家が見え始めているんですよ。ですから、何かあったからじゃなくて、もう既にできていておかしくないと思うんですよ。新しい町だとは言いますが、やはり早く着手していただきたいと思っておりますけれども、町長、どのようにお考えですか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。御質問ありがとうございます。

まさしく危機意識は、課題意識は伊勢議員と同じくするものでございます。さはさりながら、私も一軒家を探しているんですけども、菅谷台、中古物件でも3,000万円もするというと、これはほかに行くともう一戸建てが新築で買える価格なんですよね。だから、そういったこともろもろ考えると、まだまだ空き家というものが利府町にとってどのくらいの負債であるかということは見きわめていかなければならない。しかし、伊勢議員がおっしゃるように、5年前からなかなかそこは変わっていないというところであると、私たちもしっかりとそこは人口の推移、または不動産の推移を見ながら、やるべきことはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 町のほうにもしっかり条例ができますよう、議会のほうの教育民生常任委員会でも一応提言という形で今回出るみたいですので、よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

では、もう一つ、次の質問の……、ちょっと時間過ぎちゃっているな。

復興事業計画のほう、道路のほうですね。答弁では、令和2年度末までだというふうにしてあります。ですけれども、昔から東北地方は道路が悪いというふうに指摘されてきましたね。これはスパイクタイヤとかそういうのが全盛であつたりなんかして、道路が削られたりということで、一時はスパイクタイヤの廃止みたいな条例が各地にできておりましたけれども、東北地方の気候的なもので、路面の凍結とか積雪、それで損傷する箇所がとにかく町では同じように道路の損傷が激しいということでございます。

そして、しかも東日本大震災ということ、津波や地震の揺れで建物や道路の被害が甚大であったということは事実であります。その後、8年以上も経過する中で、町も復旧・復興にかける町の皆さんの当局の皆さんの努力を要したことにここで改めて敬意を示すものでございませうけれども、復旧・復興に関して、来年度で最終の申告になるようでございます。須賀・浜田地区以外でも、須賀・浜田地区については御答弁いただきましたけれども、その以外についても、道路関連で復旧・復興についてやり残した箇所があるように感じるのには私だけではないと思っております。

実際、私の住まい近くで、道路側から見ると電柱が陥没し、隣同士のフェンスの角度がずれていたりした状態がまだ残っています。復旧後にもかかわらず、地面の沈下で雨水がたまる道路がございます。本町内でも、神谷沢地区が地面の隆起が大きかったということがわかっておりますし、崩落した斜面もございました。再度、震災と関連するのか、点検の上、復興庁に申告する手続を踏むことも必要かと思っておりますけれども、その点、町ではどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 伊勢議員の質問にお答えします。

まず、復興事業と災害復旧でございますが、利府町においては、23年の東日本大震災時に議員言われますように、まず災害復旧工事ということで、一般的に台風とか大雨のときには災害復旧工事なんですけれども、それだけでは被災箇所が直されない、復興できないということで、それに上積みするような形でできたのが復興交付金事業でございます。災害復旧と復興交付金事業は若干種類というか内容的なものが違いますが、その時点で町では町道で184カ所、多分神谷沢団地においても液状化とか地面の隆起とかでありまして、そちらのほうの対策は行っております。ただ、道路は経年劣化とかによってひびとかそういうのが出ておりまして、現状的には災害復旧から時間がたっておりますので、破損箇所も見受けられます。

それで、復興関係としては、御承知のとおり、神谷沢地区においては、宅地の崩落の補修、あと神谷沢生活センターの避難所としての改修工事ということで、2件行っております。そして、今回の復興事業に関連するのは、特に、須賀・浜田地区でございます。今回、3月定例議会のほうにおいても議会の御承認をいただいて、復興交付金に関する事業の終わった分の返還という形で、順調に復興交付金事業は進めているということでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 復旧交付金事業のほうはもう完全に終わりなんですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

まず、災害復旧事業というのは、おおむね被災してから3年以内で、通常の災害の場合は3年以内に事業で現況復旧するというのが大原則でございまして、そのとき、たしか神谷沢団地内でもそういうふうな箇所、かなりの箇所を現況復旧という形でもとに戻すというふうな現況復旧の方式でやっております、災害復旧についてはもう完了しているものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） そういう現状復旧ですか、そういうので国の事業でもしかなわないならば、町の予算で今、先ほど申し上げました、道路が陥没しているとか、雨水がたまっているとか、そういうところを直すということは可能ですよね。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 道路の維持補修に関しましては、その分については適時対応したいと考えております。それと、あわせて、特に町道全域において、やはり舗装のひび割れ、クラックとか穴とか、いろいろ全面的な補修も必要な箇所がございまして、30年度に舗装の長寿命化計画を策定しまして、今年度から順次舗装の補修計画ということで、今回青山花園地区においてメイン道路の舗装の補修、ですから、神谷沢についても順次その起債を借りて、今まで一般財源でしたんですが、今後起債を借りた中でそういう維持補修を積極的に進めたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） じゃあ、これは長寿命化計画ですからね。優先順位がもちろんあると思いますよね。では、どこが一番最初でどこが後かということもそのうち計画として出てくるわけですね。今もう出ているわけですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） そちらのほうは、なかなか全域的にありまして、交通量とか歩行者、そこら辺も全部含めた形で、今年度からまず花園地区と青山地区を行うということと、あとは実際その補修の事業費、起債の枠がどの程度まで承認されるかということもいろいろあ

りますが、それが可能な限り、できる限り進めたいとは考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 話によるとね、やはり長い目で待たないとどうしようもないということでございますね。

じゃあ、次、（2）について再質問いたします。

改質アスファルトについてでございますけれども、答弁では、大型車が通る、しかも150台ですか、その町道には改質アスファルトが使われていると。これ、ちょっと改質アスファルトと今までの普通のアスファルトとの価格差、大体比率としてどのくらいなんですかね。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 価格について、今までのアスファルトとの価格差、大体1.3倍ぐらいちょっと値段が高いものです。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 1.3倍でしたらね、これ長寿命なんでしょう。しかも、性能としては物すごくいいように見えますけれども、これ、大型トラックが通るようなところじゃなくて、団地内なんかはいかがなんですかね。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

やはり、この改質アスファルトを使うメリットというのが、よく夏場に、道路の交差点部分が大型車通るとわだちに盛り上がったたりするということをできる限り抑制するというので、やはり先ほど町長の答弁にありましたように、基準的には大型車が1日250台以上というふうなところはかなり効果的だというふうな形での材質なものですから、やはり町のほうとしても特に沢乙1号線、高島線という大型車のメイン道路とかを重点的にそういう材質のアスファルトで改修を行っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） このまぜ方次第で、この改質アスファルトというの五、六種類あると思うんですけども、雪道に強いとか、凍結したとき、そのときに効果を発揮するというのがあると思うんですけども、その点はいかがですかね。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

アスファルトにつきましては、ポリマー改質アスファルトについては、プレミックスとプラントミックスというふうな2種類にありまして、実際的に排水とかを考えた場合、透水性舗装とか、舗装に浸透するやつで脇に排水可能にして路面の凍結を防ぐとか、いろいろ種類はございます。その中で、やはり一番舗装の破損する原因というところとちょっと語弊ありますが、やはり大型車両による、はっきり言って舗装のクラックとかそこから辺からだんだん路盤のほうまで影響していく状況がありますので、やはり今はその大型車対策の交通ということで、議員御提案のポリマー関係の材料を使ったアスファルトで修繕してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 利府町で余りそういうふうに見られませんけれども、仙台市のほうではこの改質アスファルト、ちょっと色がついて、交差点とかカーブとか、それから坂道とかに見られるんですけれども、いかがでしょうか、それは。違うものなのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 御質問のやつ、改質アスファルトですね、ちょっと私のほうもあれなんです、両方とも真っ黒でございまして、中に入るアスファルト添加剤がなるものでありまして、多分議員言われているのは、路肩にするカラー舗装とか、急勾配のところとかに茶色っぽいやつで雷おこしじゃないですけれども、滑りどめになっているやつはちょっと種類が違うものでございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） その種類の違うものでいいですからね。それをいわゆる団地内のカーブとか凍結部分ですね、そこに敷くということもあり得ると思うんですけれども、それはいかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

町では、多分御承知のとおり、そういうふうな歩道も含めて、急な場所については滑りどめなり、あとは特に交差点部分とかわかりづらいようなところにはそういうふうな塗装で区分するなり、そういうことに取り組んでおりますので、これについても今後、交通安全担当課のほうと協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が時間ですので、私の一般質問は終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、12番伊勢英昭君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、あす6月13日は休会としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。

したがって、6月13日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は明後日の6月14日に定刻より会議を開きますので、御参集願ひます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時11分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和元年6月12日

議 長

署名議員

署名議員